

附 則
この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

電信電話料金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔關内正一君登壇〕

○關内正一君　たゞいま議題となりました電信電話料金法の一部を改正する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は、現行電信電話料金法の別表一の電話に関する料金及び別表二の電話に関する料金の一部に改訂され、第一は、現在におけるラジオの天気予報等の放送に照し不要となる電気通報の種別を整理統合す

ますれば、第一は、現在におけるラジオの天気予報等の放送に照し不要となる電気通報の種別を整理統合す

るものであります、その料金額につきましては、大体現行のものを踏襲しております。

第二は、現在実際必要とする経費を著しく下まわておりますので、電報の料金を引き上げようとするものであります。しかしながら、政府の説明によれば、この値上げによりまして、得るところの收入は所要実費の約半額を償うに

おこなうとするものであります。しかししながら、政府の説明によれば、この値上げによりまして、得るところの收入は所要実費の約半額を償うに

すぎないものであります。この電報の利用者が新聞通信社を中心とする点を考慮して、この程度にとどめたというこ

とであります。

第三は、電話需給の実情にかんがみ、できるだけ多數の電話を架設するため共同加入制度を拡張して現在二

加入を限度とするのを十加入まで認め

ることとし、その使用料は單独加入の料金を基準とし、一加入について三倍

たは四の共同の場合はその約六割五

以上の共同の場合はその約五割とする

ものであります。なお普通加入区域外

の共同加入についてつけ加えられます

電話機及附加使用料につい

ては、この割合をさらに低めまして、

三または四の場合は約四割五分、五以

上の場合は約三割とするのであります。

第四は、電話の利用効率を高めるた

めに開こうとする新しい取扱いの料金

であります。その一は、一箇の電話機

を切りかえて四つの回線まで接続でき

るよう取扱いを拡張するものであります。

第五は、現在の二回線の場合を基準として、一回線を増すことに

その料金を増すものであります。そ

の二は、同一の邸宅または構内で電話機を移動して接続できる取扱いであり

まして、これには附加使用料として、

電頭電話の取扱いであります。その

料金はすべて実費とするものであります。

第六は、電話の回線のうち、

硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長

小金義照君。

以上、本法律の内容の御説明をいたしましたのであります。電気通信委員会におきましては、五月十五日、本内閣提出法律案の付託を受けまして、同十

八日、二十一日及び二十二日の三回にわたつて委員会を開き、提案理由の説明を聴取し、各委員と政府との間で質疑を盡したのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、委員会は五月二十二日討論を行ひ、その際自由意見を代表して高塙三郎君は賛成の意見を述べられ、また日本共産党を代表して田島ひでの君は反対意見を述べられ、次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて政

府原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君)　採決いたしま

す。本案の委員長の報告は可決であり

ます。本案を委員長の報告の通り決

するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君)　起立多数。よ

って本案は委員長報告の通り可決いたしました。

に臨時電話機を換装し、または臨時電

機を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔小金義照君登壇〕

○小金義照君　たゞいま議題となりました硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○副議長(岩本信行君)　起立多数。よ

って本案は委員長報告の通り可決いたしました。

に月二十四円ないし五十円を課するのであります。その三は、普通加入電話

の取扱いを附加使用料として、

硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○副議長(岩本信行君)　起立多数。よ

って本案は委員長報告の通り可決いたしました。

に臨時電話機を換装し、または臨時電

機を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

第一 硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案(内閣提出)

まず第二は、民間硫安製造事業の振

りまして、その附加使用料は、電話機

一箇ごとに四百八十円とするほか、十

とあります。

第三は、電話需給の実情にかんがみ、できるだけ多數の電話を架設するため共同加入制度を拡張して現在二

加入を限度とするのを十加入まで認め

ることとし、その使用料は單独加入の

料金を基準とし、一加入について三倍

たは四の共同の場合はその約六割五

以上の共同の場合はその約五割とする

ものであります。なお普通加入区域外

の共同加入についてつけ加えられます

電話機及附加使用料につい

ては、この割合をさらに低めまして、

三または四の場合は約四割五分、五以

上の場合は約三割とするのであります。

第四は、電話の利用効率を高めるた

めに開こうとする新しい取扱いの料金

であります。その一は、一箇の電話機

を切りかえて四つの回線まで接続でき

るよう取扱いを拡張するものであります。

第五は、現在の二回線の場合を基準として、一回線を増すことに

その料金を増すものであります。そ

の二は、同一の邸宅または構内で電話機を移動して接続できる取扱いであり

まして、これには附加使用料として、

硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○副議長(岩本信行君)　起立多数。よ

って本案は委員長報告の通り可決いたしました。

に臨時電話機を換装し、または臨時電

機を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○副議長(岩本信行君)　起立多数。よ

って本案は委員長報告の通り可決いたしました。

離した日本肥料株式会社も、その配給業務を肥料配給公團に引継いで子で解散いたしましたこと、社債の限外発行に関する規定も、昨年の資産再評価法の実施により、さらに商法第一部改正により、すでに各條文とも全文にひどしくなりましたので、今次商法の改正を幾に廃止するのが妥当と考えるに至つたのであります。

本法律案は、去る五月十七日通商産業委員会に付託され、同日提案理由の説明がありました。本法律案の趣旨は以上申し述べた通りであります。別段の質疑もなく、昨二十二日、ただちに討論に入りました。自由党の中村純一君より、代表して賛成の意見が述べられました。また日本共産党的風早君は、本法律案に反対の意思を表明せられました。これにて討論を終りまして、ただちに採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三弁護士法の一部を改正する 法律案(法務委員長提出)

第四商法の一部を改正する法律

の一部を改正する法律案(法務

委員長提出)

第四商法の一部を改正する法律案(法務

委員長提出)

求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ得

トヲ命ズルコトヲ得

当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズル

コトヲ得

第一百六條第二項ノ規定ハ前項ノ請

第一項ノ請求ガ懸念ニ出テタルモ

ナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

ス 第百六條ノ改正規定を次のように

改める。

第一百六條 債権者ガ前項第二項

ナラムコトヲ疎明スルコトヲ要ス

ス 第百八十九條ノ改正規定を次のよ

うに改める。

ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会

社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供ス

ベキコトヲ命ズルコトヲ得

ノ株主ガ取締役ナルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

ス 第二百四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ請

求ニ依リ相当ノ担保ヲ供ス

ベキコトヲ命ズルコトヲ得

ノ株主ガ取締役ナルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

ス 第二百五十二条第一項ノ改正規定を削

る。

キハ裁判所ハ被告ノ請求ニ依リ相

当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズル

コトヲ得

第一百六條第二項ノ規定ハ前項ノ請

第一項ノ請求ガ懸念ニ出テタルモ

ナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

ス 第百六條第二項ノ規定ハ前項ノ請

第一項ノ請求ガ懸念ニ出テタルモ

ナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

ス 第百八十九條ノ改正規定を次のよ

うに改める。

ス 第三百三十九條第一項中「監査

役」に改め「同條第二項中「監査

役」及び同條第三項中「監査

役」を削る。

ス 第三百四十九條の改正規定を次のよ

うに改める。

ス 第三百八十九條第一項中「資本減少

ノ登記」を「資本減少ニ因ル変更ノ登

記」に改め「同條第二項中「監査

役」及び同條第三項中「監査

役」を削る。

ス 第三百四十九條の改正規定を次のよ

うに改める。

ス 第三百三十九條第一項中「監査

役」に改め「同條第二項中「監査

役」及び同條第三項中「監査

役」を削る。

ス 第三百三十九條第一項中「監査

役」に改め「同條第二項中「監査

役」及び同條第三項中「監査

役」を削る。

した弁護士法の一部を改正する法律案及び商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会を代表して、その趣旨を申し上げます。

現行弁護士法は第五回国会において制定されたのであります。その実施の結果、弁護士の公職兼職禁止について不便なところが生じました。と、いうのは、現行法は、弁護士が県知事、市長その他公選による行政職につく場合に兼職を禁止しているのであります。しかし終戦後、中央または地方において行政運営をなすにあたり、民間代表の意向として弁護士会の意見を汲み取る、あるいは弁護士のまま行政職に進用されることで要請されております。よつて、法務委員会はこの問題を取上げ、弁護士法改正小委員会を設けて、成案を練つたのであります。小委員会においては、弁護士が在職のまま報酬ある公職につくことは国家及び地方両公務員法の精神に反し、弁護士道に反するとの意見もありました。これがため、慎重審議の結果、兼職禁止の原則を定めました。この条文は、弁護士資格の中、衆議院法制局参考事務官並に取扱い、その他字句一二三を修正しました。かゝりて法務委員会の成案がまとまりました。

右成案のうち、第三十條が改正の骨子となつてゐるので、これを並んで示します。第三十條「弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、その他の公選による行政職につく場合に兼職を禁止しているのであります。しかし終戦後、中央または地方において行政運営をなすにあたり、民間代表の意向として弁護士会の意見を汲み取る、あるいは弁護士のまま行政職に進用されることで要請されております。よつて、法務委員会はこの問題を取上げ、弁護士法改正小委員会を設けて成案を練つたのであります。小委員会においては、弁護士が在職のまま報酬ある公職につくことは国家及び地方両公務員

官の職又は国会若しくは地方公選団体の議員、地方公選団体の民衆の他公選による公職につき、又當時勤務を要しない公務員なり、あるいは官公署より特定の事務について委嘱され、職務を行ふことは、この限りでない。」
二、弁護士は、前項但書の規定により當時勤務を要する公職を兼ねるとぞ
は、その職に在る間弁護士の職務を行つてはならない。」

以上で大槻の説明を終りました。
次に、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、昨年第七回国会において制定いたしました商法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第百五十九号)によつて本案は可決いたしました。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は可決いたしました。(拍手)
〔採成者起立〕

次に日程第四につき採決いたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

(拍手)

第一條 この法律で、「新法」とは、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第百六十七号)による改正後の商法をいい、「旧法」とは、既前の商法及び商法の一部を改正する法律附則第二項の規定をいう。

(原則)

第二條 新法は、特別の定がある場合を除いて、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じ終った効力を妨げない。

第三條 新法施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第五十八條に定める事件及びその事件に関連する同條に定める事件については、新法施行後も、なお旧法の効力を失う。

第四條 解放命令の請求又は訴の提起等についての適用する。その事件について請求を却下された者の責任についても、同様とする。

第五條 評議會の規則は、新法施行前に供しめた損保に關してのみ適用する。

第六條 商法の一部を改正する法律(昭和二年法律第百五十九号)によつて、新法施行前に生じた事項についての適用する。但し、旧法の規定は、新法施行前に供しめた損保に關してのみ適用する。

第七條 前項の規定によつて、新法施行前に供しめた損保に關してのみ適用する。

第八條 非訟事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第五、商

法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第五、商

立については、新法施行後も、な
お旧法が適用する。但し、新法施
行後に設立の登記をするときは、
その登記事項については、この限
りでない。

(株式会社の定款)

第六條 新法施行前に成立した株式
会社については、新法施行前に發
行した株式の権利、新法施行後に
旧法によつて成立する株式会社に
ついては、設立に際して發行する
株式の数が、会社が發行する株式
の総数として、定款に定められて
いるものとみなす。

2 旧法第百六十八條第一項第二号
の規定によつて定めに定めた事項
は、新法第二百二十二條第二項の
規定によつて定められたものとみな
す。

(株式会社の登記)

第七條 新法施行前に成立した株式
会社は、新法施行の日から六ヶ月内
に、新法によつて新たに登記すべ
きものとなつた事項を登記しなけ
ればならない。

2 前項の登記をするまでに他の登
記をするときは、その登記と同時
に同項の登記をしなければならな
い。

3 第一項の登記をするまでに同項
の事項に変更を生じたときは、延
滞なく、変更前の事項につき同項
の登記をしなければならない。

4 前項の規定に違反したとき
は、その会社の代表取締役を三万
円以下の過料に処する。

(発起人のてん補責任)

第八條 新法第百九十二條第一項の
規定は、会社が新法施行後に旧法

によつて成立した場合にも適用す
る。会社が新法施行前に旧法によ
つて成立した場合に、新法施行後
に株式の中込が取り消されたとき
も、同様とする。

(設立に際する責任の免除及び追
及)

第九條 発起人、取締役又は監査役
の会社の設立に際する責任を、新
法施行後に免除する場合には、そ
の免除については、会社が旧法に

よつて成立したときでも、新法を
適用する。

2 新法施行後に前項の責任を追及
する訴を提起する場合には、その
訴についても、同項と同様とする。

(額面株式の金額、株式の併合)

第十條 新法施行後に旧法によつて
成立する株式会社の發行する額面
株式の金額については、旧法第二
百二條第二項の規定を適用する。

2 旧法によつて成立した株式会社
は、額面未満の株式を額面五百円
以上の株式とするたゞが

新法第三百四十三條に定める決議
によつて、株式を併合するたゞが
できる。この場合には、新法第三
百七十七條から第三百七十九條ま
での規定を準用する。

(証券の移転)

第十一條 新法施行前にされた記名

株式の移転については、新法施行
後も、なお旧法を適用する。但
し、新法第三百五條第二項及び第
三項の規定の適用を妨げない。

(株主名簿の記載)

第十二條 旧法によつて成立した株
式会社の株主名簿には、会社が無

額面株式を行するまでは、株式
が額面株式である旨を記載するこ
とを要しない。

(株主名簿の閉鎖期間及び基準日)
第十三條 新法第三百二十四條ノ二
の規定は、新法施行後最初の定期
総会の終結の翌日から、新法施行
の場所に進行している株主名簿の
閉鎖期間がその日以後に終了する
ときは、その期間の終了の翌日か
ら適用する。

(株券の取得)

第十四條 新法施行前に裏書によつ
て株券を取得した場合には、その
取得について、新法施行後も、
なお旧法第三百二十九條第三項の
規定を適用する。但し、新法施行
後にされた裏書によつてその株券
を取得した場合には、その取得に
ついては、新法第三百二十九條の
規定を適用する。

(監査役による臨時総会の招集)

第十五條 新法施行前に、監査役が
臨時総会を招集した場合には、そ
の臨時総会については、新法施行
後も、なお旧法第三百三十五條第
二項の規定を適用する。

(取締役の任期)

第十六條 新法施行前に、旧法第二
百三十七條第一項の規定による総
会招集の請求があつた場合には、
その請求は、新法第三百三十七條
の規定による請求とみなす。

2 旧法によつて数人の取締役が共
同して会社を代表すべきことを定
めた場合には、その定は、新法第

二百六十一條第二項の規定による
いたときでも、その総会の決議につ
いては、新法を適用する。

2 前項の総会については、新法の
施行によつて議決権を有すること
となつた株主に対しては、招集の
通知及び公告を要しない。

(取締役の行為の責任)

第十八條 新法第三百四十五條第一
項各号に掲げる事項につき決議す
べき総会について、新法施行前
に、株主に対して招集の通知を充
て、又は公告をした場合には、そ
の通知又は公告について、同條
第二項の規定を適用しない。

2 (決議取消の訴)

第十九條 決議取消の訴について、
新法施行の際旧法第二百四十八條
第二項に定める期間が経過してい
ない場合には、その決議取消の訴
の提起期間については、新法を適
用する。

(取締役の行為の責任)

第二項に定める期間が経過してい
ない場合には、その決議取消の訴
の訴についても、前項と同様とす
る。

2 新法施行後に第一項の責任を追
及する訴を提起する場合には、そ
の訴についても、前項と同様とす
る。

(取締役に対する訴及び訴の提起)

第三項に定める期間が経過してい
ない場合には、その取締役に対する
訴を提起する場合には、その訴及び
訴の提起についても、前項と同様とす
る。

(取締役の責任)

第二十一条 新法施行の際現に在任す
る取締役の任期については、新法
施行後も、なお旧法を適用する。

但し、その任期は、新法施行の日
から二年を経過した後の最初の定
時総会の終結の日をとることが
できない。

(代表取締役)

第二十二条 新法施行の際現に在任す
る取締役の任期は、新法施行後も、
なお旧法を適用する。

但し、その任期は、新法施行の日
から二年を経過した後の最初の定
時総会の終結の日をとることが
できない。

(監査役の任期)

第二十三条 新法施行前に、旧法第三
百六十七條第一項又は第二百六
十八條第一項の規定によつて取締
役に対する訴を提起した場合には、
は、その訴及び訴の提起を請求し
た株主の責任については、新法施
行後も、なお旧法を適用する。

但し、その任期は、新法施行の日
から二年を経過した後の最初の定
時総会の終結の日をとることが
できない。

(監査役の停止又は職務代
行者の選任の請求等)

第二十四条 新法施行前に、旧法第三
百七十二條の規定によつて取締
役の職務の執行の停止又は職務代
行者の選任の請求があつた場合に
ついては、新法施行後も、なお同
様の規定を適用する。

(監査役の任期)

第二十五条 新法施行の際現に在任す
る監査役の任期については、新法

わらず、新法第四百八條ノ二の規定を適用する。

(清算人に関する適用規定)

第45條 第16條 第21條

から第34條まで、第216
條、第27條及び第35條の規定は、清算人に適用する。

(株式合資会社)

第46條 新法施行前に成立した株式合資会社については、新法施行後、なお旧法を適用する。

2 株式合資会社が新法施行後に合併をする場合には、前項の規定にかかるわらず、合併後存続する会社又は合併によつて設立する会社は、株式会社でなければならぬ。この場合には、合併契約書は、新法第四百九條及び第四百十條の規定に従つて作らなければならぬ。

3 新法施行の日から五年を経過した時に現に存する株式合資会社は、その時に解散する。

(外國会社の登記)

第47條 新法施行前に、外國会社が旧法によつて支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、新法第四百七十九條第二項に定める登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 新法第四百七十九條第二項及び第三項に定める登記をすることを要することとなつた外國会社は、前項の場合を除いて、新法施行の日から六月内に、その登記をしなければならない。

3 第一項但書又は前項の規定に違反したときは、その会社の日本における代表者を三万円以下の過料に処する。

(外國会社の支店開設命令)

第48條 第三條の規定は、旧法第四百八十四條に定める事件及び

その事件について請求を却下された者の責任について適用する。

(罰則)

第49條 新法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお前述の例による。

2 新法施行後の行為について旧法第三編第七章の規定を適用する場合には、その規定中、「一千万円」とあるのは「五十万円」と、「五千円」とあるのは「三十万円」として、「三千円」とあるのは「二十万円」として、「一千円」とあるのは「五万円」とする。

3 第一項の規定は、前項の合資会社に準用する。

4 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社を改正する法律施行法に准用する。

5 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社に準用する。

法施行後、新法に従うよう定款を変更することができる。

(旧合資会社の組織変更及び解散)

第49條 第百三條及び第百四條の規定は、商法(明治三十二年法律第四十一条)施行前に設立した合資会社が、商法施行法(明治三十一年法律第四十九号)第百四條の規定によつて組織変更をすることとする場合に準用する。

4 新法第九十九條、第一百三條及び第百四條の規定は、商法(明治三十二年法律第四十一条)施行前に

設立した合資会社が、商法施行法(明治三十一年法律第四十九号)第百四條の規定によつて組織変更をすることとする場合に準用する。

5 第四十六條第三項の規定は、前項の合資会社に準用する。

新法に従うよう定款を変更した場合は、適用しない。

(附 则)

第50條 第二項及び第二百六十六條第五項の規定は、新法第三百六十六條に準用する。

4 新法施行後に決算をする総会について、新法施行前に招集の通知を発し、又は公告をした場合に、は、新法の施行によつて譲渡権を有することとなつた株主に対しては、招集の通知及び公告を要しない。

5 前項の規定は、ある種類の株主の総会に準用する。

6 第十條を次のよう改める。

(取締役の選任及び任期)

第51條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から適用する。

7 第二十條 新法第二百五十六條の三及び第二百五十六條の四の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から適用する。

8 第十一條 削除

第一條 運河法(大正二年法律第六号)の一部を次のよう改正する。

9 第二十二條 新法第七号の一部を次のように改正する。

10 第二十三條 第二項中「若しくは

第一條 運河法(大正二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

11 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から適用する。但し、

12 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

13 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

14 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

15 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

16 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

17 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

18 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

19 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

20 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

21 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

22 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

23 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

24 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

25 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

26 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

27 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

28 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

29 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

30 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

31 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

32 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

33 第二十二條 第二項の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から二年を経過した後最初の定期総会の終結の日をとえることができない。

は公告をしたときでも、その決議の要件については、新法を適用する。

(内閣提出に關する報告書)

[最終号の附録に掲載]

商法の一部を改正する法律施行法に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律施行法に伴う関係法律の整理等に関する法律案

産ノ価額ノ支拂ヲ為ス義務ヲ負

フ

第十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場

合ニ之ヲ準用ス

第五十六條 資本増加ノ無効ハ第五

十三條ノ規定ニ依リ本店ノ所在地

ニ於テ登記ヲ為シタル日ヨリ六月

内ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコ

トヲ得

前項ノ訴ハ社員又ハ取締役ニ限り

之ヲ提起スルコトヲ得

商法第三百八十九條ノ十六、第二百

八十條ノ十七第一項及第三百八十一

條ノ十八ノ規定ハ第一項ノ場合ニ

之ヲ準用ス

第五十七條中「三百五十二條、

第三百五十八條第一項、三百七十一

條、第三百七十二條、三百七十七

條第一項及第三百七十四條」を削

る。

第六十三條中「第二百二條乃至第二百

十一條」を「第二百二條乃至第二百五
條、三百七十二條、三百七十七

條乃至第二百十一條」に改め

る。

第六十五條第一項中「監査役」を

削る。

第六十七條第二項を次のように改

める。

前項ノ場合ニ於テハ組織変更ニ際

シテ発行スル株式ノ発行価額ノ總

額ハ会社ニ現存スル純財産額ヲ超

ユルコトヲ得ズ

第六十七條第四項中「第六十五

條乃至第三十一條ノ二、第三十

十條乃至第三十二條ノ二、第三十三

條乃至第三十四條ノ二、第三十五

條乃至第三十六條ノ二、第三十七

條乃至第三十九條第一項、第七十八

條、第二百三十七條第二項第三

項、第二百三十八條、第二百四十一

條第二項、第二百四十七條、第二

百五十四條第三項、第二百五十

條ノ二、第二百五十八條、第二

百六十六條ノ二、第二百六十九條

乃至第二百七十一條、第二百七十二

條乃至第二百七十六條、第二百

七十八條、第二百八十二條、第二

百八十三條第一項、第二百八十四

條、第二百九十三條ノ五及第二百

九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之

ヲ准用ス

第七十一條ノ二 左ノ場合ニ於テ已

ムコトヲ得ザル事由アルトキハ資

本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數

ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判

所ニ請求スルコトヲ得

一 会社ノ業務ノ執行上著シハ資

本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數

ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判

所ニ請求スルコトヲ得

二 会社財産ノ管理又ハ処分が著

シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危

殆ナラシムルトキ

ルトキ

局ニ達著シ会社ニ回復スベカラ

ザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞ア

第十七條第二項中「監査役又ハ」

第七十五條第二項を次のように改

める。

第六十七條第二項を次のように改

める。

第六十七條第二項中「監査役又ハ」

前項ノ場合ニ於テハ組織変更ニ際

シテ発行スル株式ノ発行価額ノ總

額ハ会社ニ現存スル純財産額ヲ超

ユルコトヲ得ズ

第六十七條第四項中「第六十五

條乃至第三十一條ノ二、第三十

十條乃至第三十二條ノ二、第三十三

條乃至第三十四條ノ二、第三十五

條乃至第三十六條ノ二、第三十七

條乃至第三十九條第一項、第七十八

條、第二百三十七條第二項第三

項、第二百三十八條、第二百四十一

條第二項、第二百四十七條、第二

百五十四條第三項、第二百五十

條ノ二、第二百五十八條、第二

百六十六條ノ二、第二百六十九條

乃至第二百七十一條、第二百七十二

條乃至第二百七十六條、第二百

七十八條、第二百八十二條、第二

百八十三條第一項、第二百八十四

條、第二百九十三條ノ五及第二百

九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之

ヲ准用ス

第七十一條ノ二 左ノ場合ニ於テ已

ムコトヲ得ザル事由アルトキハ資

本ノ十分ノ一以上ニ當ル出資口數

ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判

所ニ請求スルコトヲ得

二 会社財産ノ管理又ハ処分が著

シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危

殆ナラシムルトキ

ルトキ

局ニ達著シ会社ニ回復スベカラ

ザル損害ヲ生ジ又ハ生ズル虞ア

第十七條第二項中「監査役又ハ」

第七十五條第二項を次のように改

める。

第六十七條第二項中「監査役」を

削る。

第六十七條第二項中「監査役」を

削る。

第六十七條第二項を次のように改

める。

第二百一條ノ九第一項第三号を次のように改める。

三 定款

第二百一條ノ十一中「資本ノ増加及ヒ減少」を削る。

第二百一條ノ十二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、以下一号ずつ順次繰り上げる。

第二百一條ノ十三中「乃至第百八十八條ノ三」を「第百八十八條ノ二、第百八十八條ノ四」に改め、同條を第二百一條ノ十四とする。

第二百一條ノ十二の次に次の一條を加える。

第二百一條ノ十三 第百三十五條ノ六ノ規定ハ資本増加無効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ適用ス

第二百一條及び第二百三條を次のよう改める。

第二百一條ノ十三 第百三十五條ノ六ノ規定ハ資本増加無効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ適用ス

第二百一條ノ十三 第百三十五條ノ六ノ規定ハ資本増加無効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ適用ス

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

一本店ノ存在ヲ認ムルニ足る書面

二 日本ニ於ケル代表者タル資格ヲ証スル書面

三 会社ノ定款又ハ会社ノ性質ヲ記す書類ハ外國会社ノ本国ノ管轄官署又ハ日本ニ在ル領事其他權

前項ノ書類ハ外國会社ノ本国ノ管轄官署又ハ日本ニ在ル領事其他權

限アル宣意ノ認証ヲ受ケタルモノ

ナルコトヲ要ス

第二百三條 則除

第二百四條第一項中「支店ノ廃止」

を「營業所ノ廃止」に、「支店ノ代表者」を「日本ニ於ケル代表者」に改め、同條第一項中「日本ニ於テ登記シタル外國会社ノ支店ノ代表者ガ」を日本ニ於ケル代表者ノ変更又ハに改める。

第二百五條中「支店」を「營業所」に改める。

第二百五條中「營業所」に改める。

この法律施行前に沿算入の解任

について、なお從前の例によ

る。

法第七條第二項の登記は、代表取

締役の申請によつてする。

年法律第三十二号) 第九十二

案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず商法の一部を改正する法律施行案について申し上げます。

本案は、本年七月一日より施行せらるます。改正商法に対する経過規定であります。既存の株式会社が旧法より新法に移行する場合の措置を内容といたしますのであります。その詳細につきましては説明を省略いたしたいと存なぞ前例による。

法第四十七條第一項但書の登記は、當該会社の日本における代表者の申請によつてする。

法第五条第一項但書の登記は、當該会社の日本における代表者の申請によつてする。

所並びに支署の出張所及び監視署の設置に申し上げます。

本件は、最近における外國貿易及び密貿易の趨勢に対応し、税關行政の円滑な遂行と、監視取締りの万全を期するため、細島税關支所及び横浜税關見出張所外二出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、名古屋税關、清水税關支署、御前崎監視署外四監視署を設置いたそととするものであります。

本件に関しましては、去る二十一日、政府委員より提案理由の説明を聽取し、昨二十二日質疑を切り、討論省略の上採決いたしましたところ、起立委員をもつて承認すべきものと認決いたしました。

以上御報告申し上げますが、
○副議長(岩本信行君) まず旨程第九につき採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第十につき採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認を與えるに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと

認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認を與えるに決しました。

第十一 特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第十一、特別都市計画法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事内海安吉君。

特別都市計画法の一部を改正する法律案

特別都市計画法の一部を改正する法律

特別都市計画法の一部を改正する法律第十九号の一部を次のよう改正する。

第二十二条第三項中「前項の利子」

を「前項の利子」に改め、同項を同條第三項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

前項の規定により清算金の分納を認める場合には、第六條乃至第八條の規定により換地を交付しない場合

八條の規定により換地を交付しない場合又は土地について清算する場合又は土地について存する権利を消滅せしめて清算する場合を除き、交付すべき清算金について、政令の定めるところにより、利子を附してその分割交付をすることとする。

第二項の規定により概算徵収し、又は概算交付した清算金は、
三條及び第二十四条の規定は、第一項の規定によつて清算金を概算徴収し、又は概算交付する場合に適用する。

第二項の規定により概算徵収し、又は概算交付した清算金は、
びに第十六條を第十五條第三項、

第十六條並びに第二十四条の二に改める。

第三十四條の二 第十三條第一項の規定により換地予定地の指定があつた場合においては、整理施行者は

は、必要があると認めるときは、換地予定地を使用収益することができるとなつた者から清算金を概算徵収し、從前の土地を使用収益することができなくなつた者を求めます。建設委員会理事内海安吉君。

この法律は、公布の日から施行する。
特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔内海安吉君登壇〕

表して池田篤雄君より反対の討論があり、国民民主党を代表して村瀬宣祝君、日本社会党を代表して前田榮之助君よりそれなり、本法律の運用にあたりては換地予定地の指定を早め、でき

日本國有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部、次のよう
に改正する。

5 広い経験と知識とを有する者のうちから、内閣が任命する。

(人事院の指定する非常勤の考
査官)。又は地方公其團体の議
会の議員

四 政黨の役員(任命の日以前二
年間においてこれに該當した者)

しくは監事に職務上の義務違反があり、その他副總裁若しくは監査として不適当であると認める場合はにおいては、これを罷免することができる。

る限り急速に清算金の徵收交付をする
よう希望を付して賛成の討論がありま
した。
次いで採決の結果、多數をもつて本
法律案は原案の通り可決いたしました次第
であります。

に改める。
〔第二章 監理委員会〕を〔第三
章 削除〕に改める。
第九條から第十七條までを次のよ
うに改める。

裁の任命について兩議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第二項の規定にかかるらず、兩議院の同意を得ないので、総裁の任命を行ふことができる。

五 日本国有鉄道に対し、物品の売買若しくは工事の請負を業とする者又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくは名稱の如何にかかわらず役員と同を含む。)

3 総裁は、理事事が心身の故障の上
め職務の執行ができないと認めて
場合又は理事に職務上の義務違反
があり、その他理事として不適當
であると認める場合においては、
運輸大臣の認可を受けて、これ

○副議長(岩本信行君) 探次いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(後見) 第十六條を次のよう改める。
第十八條 日本国は、鐵道に、役員として、總裁、副總裁各一人、理事十五人以内及び監事三人以内を置く。

7
に召集された国会において、総裁を任命したときは、任命の後最初の任命について、両議院の承認を求めなければならない。両議院の承認が得られないかたときは、内閣は、第二十二条第一項の規定にかかるらず、異議な、総裁を罷免しなければならない。

等以上の職員若しくは支配力を有する者（任命の日以前一年間ににおいてこれらの方であつた者を含む。）

4 運輸大臣は、理事に前項に規定する事由があると認める場合においては、総裁に対し、当該理事の罷免を命ぜることができる。

第二十四条後段を次のよきに改めることとする。

この場合には、監事が日本国有鉄道を代表する。

第十二 日本国右鉄道法の一部を
改正する法律案（前田都君外四
名提出）

四、監事は、日本国有鉄道の業務を監査する。
第二十條を次のように改める。
役員の任命及び任期
第二十條 総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

四年とし、理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。
8 役員は、再任されることができ
る。

(役員の罷免)
第二十二条　内閣は、総裁が心身の
故障のため職務の執行不能となつた
と認める場合又は総裁に職務上の
義務違反があり、その他総裁として
不適当であると認める場合はお
こなは、右後者を司るときは、

日本国有鉄道法の一部を改正する
法律案
日本国有鉄道法の一部を改正する
法律

副総裁は、内閣が任命する。
理事は、運輸大臣の認可を受け
て、経営が任命する。
監事は、運輸及び財政について

三 禁治産者若しくは漁禁治産者
又は破産者で復権を得ない者
二 禁、又は徵役に処せられた者
一 國務大臣、國會議員、政府職員

内閣は、副總裁若しくは監事が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は副總裁若

官報号外 昭和二十六年五月二十四

衆議院會議録第三十八号 日本国憲

道法の一部を改正する法律案

卷之三

五 基本的な業務運営組織の変更

第五十四条を次のように改める。

(命令、報告及び検査)

第五十四条 運輸大臣は、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本国有鉄道に對し、左に掲げる事項を命ずることができる。

この法律の規定により日本國

有鉄道が運輸大臣の許可又は認可を受けるとき(市内

地方鉄道法(大正八年法律第七十六号)の規定により、地方鉄道業者又は軌道經營者に對し、命令し、許可し、又は認可した事項であつて日本国有鉄道と関連のある事項

三 その他監督上必要な事項

運輸大臣は、監督上必要なあると認めるときは、日本国有鉄道に對し、報告をさせ、又は職員に、事務所その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿出類その他必要な物件を検査させることができ。運輸大臣は、監督上必要があると認めるときは、監事に対し、日本国有鉄道の事業の経営成績及び財政状態に関し、意見を求めることができる。

四 第二項の規定により運輸省の職員が立入検査をする場合において

は、その身分を示す証明を携帯し、關係人の請求があつたとき

第九條の二の次に次の一條を加え

を審査いたしたものであります。

でき得る限り尊重すべきであることはもとよりではありますけれども、国鉄

本法案の趣旨を簡単に申し上げま

す。日本国有鉄道法は、公務員の労働

福社を増進するため特に必要があると認めるときは、第五條、

第七條第三項及び第八條から前

までの規定により定められた

発足以來今日までの実績に鑑するに

運輸大臣の運営上並びに運輸行政の総合性

とができる。

第六條の二 運輸大臣は、公共の

問題解決を取扱として急遽制定せられ

あると認めるときは、第六條、

第七條第三項及び第八條から前

までの規定により定められた

発足以來今日までの実績に鑑するに

運輸大臣の運営上並びに運輸行政の総合性

とができる。

第六條の三 運輸大臣は、公共の

問題解決を取扱として急遽制定せられ

あると認めるときは、第六條、

第七條第三項及び第八條から前

までの規定により定められた

発足以來今日までの実績に鑑するに

運輸大臣の運営上並びに運輸行政の総合性

とができる。

第六條の四 運輸大臣は、公共の

問題解決を取扱として急遽制定せられ

あると認めるときは、第六條、

第七條第三項及び第八條から前

までの規定により定められた

発足以來今日までの実績に鑑するに

運輸大臣の運営上並びに運輸行政の総合性

とができる。

第六條の五 運輸大臣は、公共の

問題解決を取扱として急遽制定せられ

あると認めるときは、第六條、

第七條第三項及び第八條から前

までの規定により定められた

発足以來今日までの実績に鑑するに

運輸大臣の運営上並びに運輸行政の総合性

とができる。

もとよりではありますけれども、国鉄

は国の事業を經營管理するものでありますから、公共の福祉の確立並びに他

の運輸機関との総合整備をはかるた

ため、その内容は必ずしも整備され

め、監理委員会の廃止に伴いまして、

必要最小限度の許認可事項を追加し、

命令權の内容を明確にすべきであると

いのであります。

次に、本法案の要點を申し上げま

す。監理委員会を廃止して責任体制を

確立したこと、これが改正の主眼であ

りまして、それに伴い、新たに監事を

選出し、役員の員数、任免方法、任期等

を規定または改正したこと、運輸大臣

の許認可事項として、運輸事業の往復

しましては借受及び運輸事業の經營の委

託または受託並びに国鉄の基本的な業

務運営組織の変更を追加したこと、運

輸大臣の国鉄に対する命令権の内容を

明瞭化し、国鉄が運輸大臣の許認可

を受ける事項、並びに地方鉄道法また

は軌道法の規定により地方鉄道事業

の許認可事項として、運輸事業の往復

しましては借受及び運輸事業の經營の委

託または受託並びに国鉄の基本的な業

務運営組織の変更を追加したこと、運

輸大臣の国鉄に対する命令権の内容を

明瞭化し、国鉄が運輸大臣の許認可

を受ける事項、並びに地方鉄道法また

は軌道法の規定により地方鉄道事業

の許認可事項として、運輸事業の往復

しましては借受及び運輸事業の經營の委

託または受託並びに国鉄の基本的な業

務運営組織の変更を追加したこと、運

輸大臣の国鉄に対する命令権の内容を

明瞭化し、国鉄が運輸大臣の許認可

を受ける事項、並びに地方鉄道法また

は軌道法の規定により地方鉄道事業

の許認可事項として、運輸事業の往復

しましては借受及び運輸事業の經營の委

託または受託並びに国鉄の基本的な業

本法案審査にあたり然心な質疑応答があつたのであります。その詳細は会議録によつてごらんを願いたいと存じます。

かくて、昨十二日質疑を行ひり、討論に入りましたところ、日本共産党林邦郎君、日本社会党山口ジヅエ君、労働者農民党石野久男君は、それくの党を代表して反対の意見を述べられたのであります。次いで討論を終局し、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であ

以上、簡單であります。御報告申
し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告が
あります。これを許します。田中綱之
進君。

○田中誠之進君登壇）〔田中誠之進君登壇〕
代表いたしまして、ただいま議題とな
りました日本国有鉄道法の一部を改正
する法律案に対しまして絶対反対の意
思を表明するものであります。(拍手)
本法律は與党の議員提出の形で提案さ
せられたものであります。提案の理由
由には、日本国有鉄道法施行の実績に
かんがみ、日本国有鉄道の業務の運営
に関する責任体制を明確にし、あわせ
てその業務の適正な運営をはかるため
委員会を廃止するということは、これ

まつたく、りきつに合わないことがあります。何となれば、現行法におきましても、日本國有鉄道の責任は、はつきり總裁が持つておるのでござります。それにもかかわらず、これによつて運輸大臣の監督權限を拡大強化して、責任体制を明確にするといわれる所以あります。總裁から政務に負わせようとするところに、この輪大臣の権限を強化して、總裁から政治上、行政上の自主性を奪つてしまつて、しかも責任と義務を依然として總裁に負わせようとするところに、この改正の反動的な意図をわれくは指摘せざるを得ないのであります。

ることによって運輸大臣の権限を一段と強化するというこの改正の意図は、明らかに公共企業体の本質を減却するものだといわざるを得ないのであります。これが反対の第一の理由であります。

第二の理由いたしまして、運輸大臣は、春井の禱祉を増進するため特に必要があると認めるときは、日本国有鉄道に対しても命令することができるというのが、たしか五十四條に規定せられておるのでござりまするが、私はこの際申し上げたのであります。一休、日本国有鉄道が認許可を受けるべき事項といふのを運輸大臣の命令事項にするということは、認可あるいは許可を受けるということの意味をなさなくなるではありませんか。認許可を受けることとして規定しておるものと、いきなり運輸大臣が命令をもつてこれをを行わしめることができるということになりまするならば、どこに日本国有鉄道の公共企業体としての自主性があるかといううことを私は反問せざるを得ないのであります。これはヨーボレーシヨンの特質でありまする行政上の自主性をまったく喪失するものだといわざるを得ないと思うのであります。こういう命令権を強化することによりまして、運営権を持つて、総裁を單にロホット化してしまふということになるのであります。

ところに、この法律の第二の反動的な意図を私は指摘せざるを得ないのであります。これまで公企事業体の本質に反するものだといわざるを得ないのです。ようやく公企事業体として日本国有鉄道が今日まで進んで参りました、行政上、政治上の自主性がほぼ確立せられて、いよいよ眼目の財政上の自主性——現在不十分であるものを確保することによつて公企事業体として適當であるかどうかという判断ができるその段階において、この公企事業体の本質を抹殺するところのやり方に対しましては、われわれはあくまで反対をせざるを得ないのです。

それがといって、これを昔のように國有国営の鉄道にもどすかといえば、経営の面においては依然として日本鉄道公社にやらせるというところに今回この改正の意図が——たとえば加賀山総裁以下の国有鉄道の幹部が現内閣の思う通りに勤かない、あるいは伝えられるところによれば、地方の鉄道管理規局の増設等の問題について、輿論の思ふ通りに国有鉄道の幹部が勤かないところから、まさに大義的な、こうした腹いせ的な法律を出したものだと一部に伝えられておる。ここに、この法律のきわめて不純なる意図がはつきりと現われて来ておると想うのであります。

これは、たとえば先般閣議決定いたしまして、関係方面に手続をとつておるという、北海道開発予算の問題に連いたしまする開発局の中央の出店を北海道につくる、この地方行政の本質を無視したところの反動的な立法が、今現内閣において企図せられておるということをわれ／＼は聞いておるが、これと一連的な関連を持つものであります。こういうアーツショ的なやり方に付しましては、われ／＼は断じて賛成することができない。しかも、このことは、自由党の本旨である自由主義の建前から見まして、大臣の権限が強化するというようなことは、まさに自由党の立党の精神に逆行するところの、反動的なもの以外の何ものでもないといわざるを得ないのです。

ことに本案の審議にあたりまして、皆さん方が無用の長物だ、何らの活動をしなかつたというあの監理委員会を廃止するなら、監理委員会の代表を呼んで意見を徴すべきではないかといふ、わが党の委員からの提案に対しまして、これを多数で採択して、議会における審議権を委員会において十分發揮せしめておらないという反動的な態度をとつておるじゃないか。監理委員会を廃止するなら、監理委員会の代表者を呼んで、彼らの意見を聞いてやるということが、国会として当然やるべきことではないかと考えるのである

ります。われくは、これが最近の自由党及び吉田内閣の反動的な時代逆行的な立法の一つの端的な現われといなしまして、この法律案に対しましては断固として反対の意思を表明するものであります。(拍手)。

○議長(林國治君) 石野久男君。
〔石野久男君登壇〕
○石野久男君 私は、労働者農民党を代表して、ただいま上程になつております。日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に絶対反対をすらものでござります。

第三回議会において、是年にわかつて国営事業として經營を統けて来た国有鉄道事業を、公企業体に法律改正を行つたのであります。その際われわれは、明治三十年以来のわが国の鉄道の歩んで来た歴史にかんがみ、また国民すべての共有財産である鉄道が、独立採算の名のもとに、その公共性がうんざられ、經營は一部の独占資本のために壊滅され、あるいはまた鉄道に対する外資導入の地ならし工作になることをおそれて、強く反対したのであります。昭和二十四年の六月に鉄道公社が充足してから僅々二箇年に満たない今日、自由党の諸君は、早くも日本国有鉄道の業務の運営に関する責任体制を明確にし、あわせてその業務の適正化をはかるために本改正法案を提出するに至つたのであります。が、私どもは、以下述べる三つの点から、本改

正法案に對して絶対反対をするものでございます。

第一の点は、本法を改正しなければならない理由、その根柢が薄弱であるといふ点であります。國鐵は、一昨年公企業体として発足以来、長い間の國鐵事業にからんでいた政治的、行政的ないろ／＼な干渉から、經營の自主性がようやく確立せられて、人事に関する問題においても、企業体としての自主性が打出されるようになつてきました。過去二箇年間にわかつて、われわれの痛感した國鐵經營上の欠点と申しますものは、それは財政的、予算的拘束があまりにも強く、従つて經營上のいろいろな難点が、特に労働問題の不明朗な強圧等が、ここから発生して來ていたことであると存るのでござります。職務苦難の中から今日の國鐵の復興をかち得たのは、一にかかつて國鐵從業員諸君の、見るに忍びない労働強化によつて巻き上げられて來たものであるといふことを、われくは銘記しなければならないと存ずるのであります。

公共企業体を主張した自由党の諸君が、眞に國鐵を公企業体として、独立採算制と公共性の満足なる調和をはかり、かつこれを育成しようとする一片の誠意を持つておるならば、本法改正の方には、おのずからむしろこの改正法案とは全然違つた面において、少

くともその財政的な自主性の確立に意を注がなければならなかつたはずであります。しかるに、本法の改正は、あ

るべく、これが幣価強めのために、親切をもつて、自由党の諸君はもとより、立法部は見守らなければならぬ時期であるのではないかとわれくは考へるのであります。しかしに、法を改正する当事者であつた自由党の諸君が、このことに思いをいたすことなく、趣旨一貫しないところの態度をもつて法を改正することは、あまりにも軽率であるのであります。それがもし軽率でないといひますならば、何らか他に政治的な意図があるのではなく、いかとさえ思はせるものがあるのであります。まことにこの改正の理由、根拠が薄弱にして、あまりにも不純であるといつなければならぬと信ずる所以あります。われくは、この改正の

第三点は、運輸大臣の権限が過大に強化されることによつて、國鐵經營の自主性が著しく阻害されるのみならず、鉄金業に対する支配の確立であるといふことは、條文を読める者ならば、だれでもわかることであつて、私は、これが、監理委員会の功罪については、かんがみて、公社制の運営は、いましばらく、これが幣価強めのために、親切をもつて、自由党の諸君はもとより、立法部は見守らなければならぬ時期であるのではなかつたとわれくは、さきに田中君からも言われたように、本改正法案の審議に際して、運輸委員会において、これが審議を詳細にしようとしたのでありますけれども、自由党の諸君の横暴なる拒否によつて、これを果すことができなかつたのであります。まことに戒心であります。現行法第十三條第三項に明記されておりますように、この監理委員会は、毎年輪番に改選される監理委員をもつて構成されており、政治的に弱勢ではないといひますならば、何らかの抑止を均等化することにおいては、一應民主化が行われておると考えられます。まことにこの改正の理由、根拠をもつてしても、國鐵經營のために、この委員会が著しく障害になつたとは決して言つていいのであります。

本改正法案の提案者たちは、國鐵の運営上の責任体制を明確化するために、この委員会を廃止するという理由を唱うのであります。このことは、第五十三条における大臣の命令事項の拡大強化しただけにとどまらず、第五項として、基本的な業務運営組織の変更が認可事項として加えられたことは、担当者に対する制約と干涉これに過ぎるものなしといわなければならぬのであります。このことは、第五十一条における大臣の命令事項の拡大強化と相まって、もはや國鐵の公企業体としての独立性を完全に拂拭してしまつて、國有事業としての政府事業への者の形にもどすのではないかとさえ理解することができないのでござい

ます。自由党の諸君は、國鐵を公社として育てようとしておるのか、あるいはまた国会における一部の機構改正にあたつて、大臣の権限が、あるいはまた国会における一部

はまだ政府事業にもどる」と考へてい
るのであるけれども、世間への手前
上、このような、へびのなま殺的な
取扱いをしようとしているのか、この
点は、むしろはつきりすべきであると
考えられるのであります。

第五十四条第二項以下に規定されて
いる入り検査権のごときは、政府の
不當干涉の道を開くものであります。

て、これは第三国会においてわれく
が認めたところの参議院の附帯決議の
趣旨ともまったく逆行するものである
といわなければならぬのであります。
ることは、やがて國内における
労働問題に対する政府の干渉とな
り、その他の諸問題に反動的な支配と
干涉とが持ち込まれることになるので
あつて、かくのごとき意図に対して
は、全然わざくは反対せざるを得な
いのであります。

以上、これを要約いたしますに、
本改正法案は、提案者が国鉄総裁の質
任が明確化され、権限が拡大強化され
たのだと主張するにもかかわらず、政
党内閣の圧力と、所管大臣の監督権限
の拡大によつて、国鉄経営内部におけ
る自主性と創意性は、ばかり知れぬ程
度にまで制約され、他面では、国鉄經
営の独立採算性が強調せられるため
に、公共企業としての経営的成长が
著しく困難となり、この企業体に從事
する従業員は、公共性と企業性の板ば
さみになつて、苛酷な労働強化をし

らうこと火を見るより明らかであ
る反動的改悪法案であるといわなけれ
ばならないのです。労働者民衆
は、以上のような法案に対しても、
絶対に賛成することはできないので
あります。

以上、われくのこれに対する反対
の理由を申し述べた次第であります。

(拍手)

○議長(林謹治君) これにて討論は終

局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報

告は可決であります。本案を委員長の

報告通り決するに賛成の諸君の起立

を求めます。

(委員長起立)

○議長(林謹治君) 起立多數。よつて

本案は委員長報告通り可決いたしました。

また。

計量法案

目次

第一章 総則(第一條—第十二條)

第二章 計量器に関する事業

第三節 製造(第十三條—第三

四條)

第二節 修理(第三十五條—第

四十六條)

第三節 販売及び販売の仲立

(第四十七條—第六十

二條)

第四章 檢定、比較検査、基準器

第五章 檢査及び容量検査

第六章 総則(第二百三十九條—

第二百四十條)

第七章 計量士(第二百五十九條—

第二百七十二条)

第八章 事業場の指定(第二百八十一條—

三條—第二百八十二條)

第九章 再検査及び異議の申立

第一節 再検査(第二百八十二

條—第二百九十六条)

第二節 异議の申立(第二百九十九

條—第二百七十七条)

第十章 計量行政審議会(第二百

八條—第二百五十五條)

第十一章 雜則(第二百六十六條—

三百三十條)

第十二章 異議(第二百三十一

條—第二百三十九條)

附則 第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、計量の基礎を

定め、適正な計量の実施を確保

し、もつて経済の発展及び文化の

向上に寄與することを目的とする。

(計量及び計量単位の定義)

第一條 この法律において、「計量」

とは、長さ、質量、時間、温度、

面積、体積、速さ、加速度の大き

さ、力の大きさ、圧力、仕事、工

率、熱量、角度、流束、粘度、密

度、濃度、光度、光束、照度、周

波数、聲音の大きさ、織度、かた

さ、密度、屈折度、湿度、比重及

び耐火度(以下「物質の状態の量」という)を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいふ。

第三條 長さ、質量、時間及び温度の計量単位は、左の通りとする。
一 長さの計量単位は、メートルとする。
メートルは、温度一度における国際メートル原器でメートルとして示される長さとし、メートル條約によつて日本国に交付されたメートル原器で現示する。

二 質量の計量単位は、キログラムとする。

キログラムは、国際キログラム原器の質量とし、メートル條約によつて日本国に交付されたキログラム原器で現示する。

三 時間の計量単位は、秒とする。

秒は、平均太陽日の八六、四

〇〇分の一とし、東京天文台が

一秒として決定する時間で現示す。

四 温度の計量単位は、度とする。

度は、熱力学的温度目盛(空

気で飽和している水と氷との、

○議長(林謹治君) 福永君の勧議に御

異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(林謹治君) 御異議なしと認め

圧力一・〇一三三五〇パールの下における平衡温度を〇度とし。

水と水蒸気との、圧力一・〇一三三五〇パールの下における平衡温度を一〇〇度とする目盛をいう。によるものとし、国际度量衡協会の採決に従い政令で定める温度目盛を現示する。

(原器及び副原器の保管)

第四節 前條第一号のメートル原器及びそれにより製造したメートル原器及びそれにより製造したキログラム原器である。

第五節 前條第二号のキログラム原器及びそれにより製造したキログラム原器は、通商産業大臣が保管する。

(精度原位及び現示)

第六節 面積、体積、速さ、加速度の大きさ、力の大きさ、圧力、仕事、工率、熱量、角度、流量、粘度、密度、濃度、光度、光束、照度、周波数及び磁場の大きさの計量単位は、左の通りとする。

第七節 面積の計量単位は、平方メートルとする。

第八節 体積の計量単位は、立方メートルとする。

第九節 速さの計量単位は、メートル毎秒とする。

第十節 加速度の計量単位は、メートル毎秒毎秒とする。

第十一節 角度の計量単位は、度とする。

第十二節 热量の計量単位は、ボアズル毎秒とする。

第十三節 力の計量単位は、ニュートンとする。

第十四節 壓力の計量単位は、キログラムメートルとする。

第十五節 粘度の計量単位は、ボアズル、キログラムメートル、キロカロリーとする。

第十六節 密度の計量単位は、キログラムメートル、キログラムメートル、キログラムメートル、キログラムメートルとする。

第十七節 光度の計量単位は、ランプ、キログラムメートルとする。

第十八節 光束の計量単位は、ランプとする。

第十九節 周波数の計量単位は、ヘルツとする。

第二十節 磁場の計量単位は、テスラとする。

四 加速度の大きさの計量単位は、メートル毎秒毎秒とする。

五 ニュートンは、一キログラムの質量の物体に働くとき加速度の大きさが一メートル毎秒毎秒である。

六 重最キログラムは、一キログラムの質量の物体に働くとき加速度の大きさが九・八〇六六五メートル毎秒毎秒の加速度を與える力の大きさをいう。

七 圧力の計量単位は、パール、キログラム毎平方センチメートル、水銀柱メートル、水柱メートル及び気圧とする。

八 体積百分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一〇〇倍をいう。

九 質量百分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一〇〇倍をいう。

十 角度の計量単位は、度及びラジアンとする。

十一 濃度の計量単位は、度をいう。

十二 光度の計量単位は、カンドラとすると。

十三 密度の計量単位は、キログラムメートル、キログラムメートル、キログラムメートルとする。

十四 温度の計量単位は、モル濃度及ぶ規定とする。

十五 光度の計量単位は、カンドラとすると。

十六 水柱メートルは、九九九・九七二キログラム毎立方メートルの密度を有するメートルの高さの液柱が、加速度の大きさをいう。

十七 水柱メートルの計量単位は、ニュートン及び重最キログラムとする。

十八 ニュートンは、一キログラムの質量の物体に働くとき加速度の大きさが一メートル毎秒毎秒である。

十九 キログラムメートルは、一キログラム毎立方メートルの仕事に相当する熱量をいう。

二十 キログラムメートルは、温度を指定したときは、圧力一・〇一三三五〇パールの下において一キログラムの質量の水の温度を、その指定の温度より〇・五度低い温度からその指定の温度より〇・五度高い温度まで上げる熱量をいい、温度を指定しないときは、四、一六六・〇五シユールとす。

二十一 温度の計量単位は、度及びラジアンとする。

二十二 時の仕事に相当する熱量をいう。

二十三 密度の計量単位は、キログラムメートルとす。

二十四 温度の計量単位は、モル濃度及ぶ規定とする。

二十五 質量百分率は、物質の含有成分の質量とその物質の質量との比の一〇〇倍をいう。

二十六 体積百分率は、同じ圧力の下における物質の含有成分の体積とその物質の体積との比の一〇〇倍をいう。

二十七 モル濃度は、溶液一立方メートル中に溶質一、〇〇〇グラム当量を含有する溶液の濃度をいう。

二十八 分子を含有する溶液の濃度をいう。

二十九 規定は、溶液一立方メートル中に溶質一、〇〇〇グラム当量を含有する溶液の濃度をいう。

三十 カンデラは、白金の癡固点にある黒体の一平方メートルの平均表面の垂直方向の光度の六〇〇、〇〇〇分の一の光度をいう。

三十一 前項に規定する白金の癡固点における黒体と色の異なる光源の光度は、國際度量衡協会の採決に従い政令で定める。

三十二 カンデラは、通商産業大臣が保有する標準器で現示する。

十六 光束の計量単位は、ルーメンとする。

ルーメンは、すべての方向に放射される光の光度が一様に一カンデラである点光源から單位立体角(一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートル)内に放射される光束をいう。

十七 照度の計量単位は、ルクスとする。ルクスは、オーバーの方間に立体制約(一メートルの半径を有する球の球面上の一平方メートルの部分に対する中心立体角をいう)内に放射される光束をいう。

十八 周波数の計量単位は、サイクル每秒又はサイクルとする。サイクル每秒又はサイクルは、周期的現象が一秒間に一周繰り返される周波数をいう。

十九 驚音の大きさの計量単位は、ポンとする。

ポンは、その騒音と大きさの等しい標準音波(一、〇〇〇・サイクル毎秒の正弦平面進行音波をいう)の工事密度レベルによるものとし、標準音波の工事密度レベルは、その工事密度(一平方メートル当たりの工事)と圧力(一・〇一三五〇バール及び温度〇度において一平方メートルにつき一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の「ワット」の工事密度との比が一である場合を「ポン」とし、一〇である場合を「ポン」とする常用対数尺度で表わす。

ポンは、電気通信大臣が保管する標準器で現示する。

(補助計量単位)
第六條 第三條及び前條の計量単位の補助計量単位は、左の通りとする。

一 第三條第一号のメートルの補助計量単位は、ミリメートル、ミクロン、ミリメートル、センチメートル、デシメートル及びキロメートルとする。

二 第三條第二号のメートルの補助計量単位は、ミリメートル、センチメートル、デシメートル及びミクロンメートルとする。

三 第三條第三号のキログラムの補助計量単位は、ミリグラム、グラム及びトンとする。

四 第三條第四号の度の補助計量単位は、絶対温度とする。

五 第五條第一号の平方メートルの補助計量単位は、平方ミリメートル、平方センチメートル、平方キロメートル、アール及びヘクタールとする。

六 第五條第二号の立方メートルの補助計量単位は、立方ミリメートル、立方センチメートル及び立方センチメートルとする。

七 第五條第三号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びガルとする。

八 第五條第四号のメートル每秒の補助計量単位は、ミリガル及びガルとする。

九 第五條第五号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びメートルとする。

十 第五條第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム、重量グラム及び重量トンとする。

十一 第五條第六号の水柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

十二 第五條第七号の水銀柱メートルの補助計量単位は、水銀柱センチメートル及び水銀柱センチメートルとする。

十三 第五條第六号の水銀柱メートルの補助計量単位は、水銀柱センチメートル及び水銀柱センチメートルとする。

四 第三條第四号の度の補助計量単位は、絶対温度とする。

五 第五條第一号の平方メートルの補助計量単位は、平方センチメートルとする。

六 第五條第二号の立方メートルの補助計量単位は、立方センチメートルとする。

七 第五條第三号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びガルとする。

八 第五條第四号のメートル每秒の補助計量単位は、ミリガル及びガルとする。

九 第五條第五号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びメートルとする。

十 第五條第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム、重量グラム及び重量トンとする。

十一 第五條第六号の水柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

十二 第五條第七号の水銀柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

十三 第五條第六号の水銀柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

四 第三條第四号の度の補助計量単位は、絶対温度とする。

五 第五條第一号の平方メートルの補助計量単位は、平方センチメートルとする。

六 第五條第二号の立方メートルの補助計量単位は、立方センチメートルとする。

七 第五條第三号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びメートルとする。

八 第五條第四号のメートル每秒の補助計量単位は、ミリガル及びガルとする。

九 第五條第五号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びメートルとする。

十 第五條第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量グラム、重量グラム及び重量トンとする。

十一 第五條第六号の水柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

十二 第五條第七号の水銀柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

十三 第五條第六号の水銀柱メートルの補助計量単位は、ミクログラム、ミクログラム及びミクログラムをいう。

十四 第五條第七号の水銀柱メートルの補助計量単位は、水銀柱センチメートルとする。

十五 第五條第七号のジユールの補助計量単位は、エルグ及びナロジユールとする。

十六 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

十七 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

十八 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

十九 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十一 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十二 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十三 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十四 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十五 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

二十六 第五條第七号のキログラムの補助計量単位は、バールのミクログラムとする。

時^トの補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時^トは、キロワット時^トの

一、〇〇〇分の一をいう。

十七 第五條第八号のワットの補助計量単位は、キロワットとする。

キロワットは、一、〇〇〇ワ

ットをいう。

十八 第五條第九号のジュールの補助計量単位は、エルグ及びキ

ロジュールとする。

エルグは、ジユールの一〇、

〇、〇〇〇分の一をいう。

キロジュールは、一、〇〇〇

ジユールをいう。

十九 第五條第九号のキロワット時^トの補助計量単位は、ワット時^トとする。

ワット時^トは、キロワット時^トの

一、〇〇〇分の一をいう。

二十一 第五條第十号の度の補助計量単位は、秒及び分とする。

一秒は、度の三、六〇〇分の一

をいう。

二十二 第五條十一号の立方メートル毎秒の補助計量単位は、立方メートル每分とする。

立方メートル每分は、一分に

つき一立方メートルの流量をい

う。

二十三 第五條第十一号のキログラム每秒の補助計量単位は、ト

ン每時とする。

トン毎時は、一時間につき

トンの流量をいう。

二十四 第五條第十二号のボアズの補助計量単位は、ミリボアズ

の補助計量単位は、ミリボアズ

及びセンチボアズとする。

ミリボアズは、ボアズの一、

〇、〇〇〇分の一をいう。

センチボアズは、ボアズの一、

〇、〇〇〇分の一をいう。

二十五 第五條第十三号のキログラム每立方メートルの補助計量

単位は、グラム每立方センチメートルとする。

グラム每立方センチメートル

は、一立方センチメートルにつ

き一グラムの密度をいう。

二十六 第五條第十八号のサイクル

(非法定計量単位の使用禁止)

第十條 第三條及び第五條に規定す

る物象の状態の量については、法

定計量単位以外の計量単位は、取

引上文は証明上の計量(物象の状

態の量の表示を含む)以下この條

中同じく用いてはならない。但

し、輸出する貨物の計量、貨物の

輸入についての計量その他政令で

定める計量については、この限り

でない。

2 第七條の政令で定める補助計量

単位は、各補助計量単位について

同様の政令で定める特殊の計量の

用途に用いる場合でなければ、取

引上文は証明上の計量に用いては

ならない。

第一項但書の規定は、前項の場

合に準用する。

(取引及び証明の定義)

第一條 この法律において「取引」とは、有償であると無償であると

を問わず、物又は役務の給付を目

的とする業務上の行為をいう。

2 この法律において「証明」とは、

公に又は業務上他人に一定の事実

が眞実である旨を表明することを

いう。

車両若しくは船の運行又は火

薬、ガスその他の危険物の取扱に

関して人命又は財産に対する危険

を防止するため用いる計量器で

おつて、政令で定めるものを用い

て行う計量は、この法律の適用に

関しては、証明とみなす。

3 (計量器の定義)

第十二條 この法律において「計量

器」とは、計量をするための器

具、機械又は装置であつて、左に

掲げるるもの(メートル原器、キロ

グラム原器、メートル副原器及び

キログラム副原器、第五條第十五

号及び第十九号の標準器並びに基

準器を除く)をいう。

一 左に掲げる長さ計

イ 実寸盛付直尺

ホ 直尺

ヘ 錐尺

ト レン尺

チ はさみ尺

リ 回転尺

ホ 目盛なし長さ計(フレック

スジに限る)

二 はかり

左に掲げる時間計

イ ストワーブウォッチ

ロ 分時計

イ 指示自盛温度計

ロ 自記温度計

四 左に掲げる体積計

イ マスシンランダー及び血沈計に

及ぶセンチボアズとする。

二 はかり

左に掲げる体積計

イ ビヘット、ビニレット、

メスシンランダー及び血沈計に

及ぶセンチボアズとする。

三 定体積付込機

イ 目盛付タンク、目盛付タン

クー及び目盛付タンクロー

リー

四 頭積計

イ ハガスピニレット

ト 脳活塞計

イ ピト管式速さ計

ロ 機械的遠心式回転型速さ計

二 粘性式回転型速さ計

ホ か電流式回転型速さ計

ニ 時計式回転型速さ計

ト プロペラ式回転型速さ計

八 力計

九 左に掲げる圧力計

イ 指示圧力計

ホ 電気式回転型速さ計

ト 自記圧力計

イ 制動工率計

ホ 反動工率計

二 伸縮目盛付曲り尺

ホ 分銅式標準圧力計

二 血圧計

二 埃達工率計

二 伝達工率計

三十三	左に掲げる角度計	二十六	左に掲げる引張強さ試験機
一	機械的分度器	二十七	圧縮強さ試験機
二	角度定規	二十八	引張強さ試験機
三	経緯儀	二十九	引張強さ試験機
四	六分儀及び八分儀	三十	引張強さ試験機
五	測斜儀	三十一	引張強さ試験機
六	垂直計	三十二	引張強さ試験機
七	左に掲げる流量計	三十三	引張強さ試験機
八	分度付水準儀	三十四	引張強さ試験機
九	六分儀及び八分儀	三十五	引張強さ試験機
十	測斜儀	三十六	引張強さ試験機
十一	垂直計	三十七	引張強さ試験機
一二	左に掲げる流量計	三十八	引張強さ試験機
一三	蓄圧流速計	三十九	引張強さ試験機
一四	面積式流量計	四十	引張強さ試験機
一五	粘度計(細管式粘度計に限る)	四十一	音高計
一六	密度計	四十二	周波数計(同軸計及び音
一七	濃度計(浮ひょう型液体濃度計に限る)	四十三	音高計
一八	光度計	四十四	音高計
一九	光束計	四十五	かたさ試験機
二〇	照度計	四十六	引張強さ試験機
二一	周波数計	四十七	引張強さ試験機
二二	騒音計	四十八	引張強さ試験機
二三	織度計	四十九	引張強さ試験機
二四	左に掲げるかたさ試験機	五十	引張強さ試験機
二五	イ 金属材料用ブリンクルかたさ試験機	一	この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を免められ、その執行を終り、又は執行を受けることが不可能な者
二六	ロ 金属材料用ロットクウェルCかたさ試験機	二	この法律の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販売若しくは販売の申立の事業の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
二七	三 金属材料用ビックカースかたさ試験機	三	この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
二八	四 金属材料用シャルビー衝撃試験機	四	つては、この通りとする。
二九	五 金属材料用アイソソフト衝撃試験機	五	左に掲げる衝撃値試験機
三〇	六 金属材料用アインソフト衝撃試験機	六	端度器
三一	七 長さ計(前六号に掲げるものを除く。)	七	回転式長さ計
三二	八 厚さ計(前六号に掲げるものを除く。)	八	天びん
三三	九 分銅及びおもり	九	ばね式ばかり
三四	十 はかり	十	懸垂ばかり、皿ばかり及び台ばかり
三五	十一 棒ばかり	十一	棒ばかり
三六	十二 自動ばかり	十二	時間計
三七	十三 分銅及びおもり	十三	比重計
三八	十四 はかり(前六号に掲げるものを除く。)	十四	比重計
三九	十五 時間計	十五	比重計
四〇	十六 体温計	十六	比重計
四一	十七 ガラス製温度計(体温計を除く。)	十七	比重計
四二	十八 体温計(前二号に掲げるものを除く。)	十八	比重計
四三	十九 温度計	十九	比重計
四四	二十 体積計	二十	比重計
四五	二十一 金屬製温度計	二十一	比重計
四五	二十二 水量メーター	二十二	比重計
四六	二十三 ガソリン量器	二十三	比重計
四七	二十四 オイルメーター	二十四	比重計
四八	二十五 木製まき及び斗櫃	二十五	比重計
四九	二十六 金屬製まき	二十六	比重計
五〇	二十七 化学用体積計及びガラス製まき	二十七	比重計
五一	二十八 体積計(前七号に掲げるものを除く。)	二十八	比重計
五一	二十九 速さ計	二十九	比重計
五二	三〇 力計	三〇	比重計
五三	三一 壓力計	三一	比重計
五四	三二 仕事計	三二	比重計
五五	三三 工率計	三三	比重計
五六	三四 熱量計	三四	比重計
五七	三五 角度計	三五	比重計

許可の申請

第十六條 製造の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記載

した申請書に、工場又は事業場の
圖面及び法人にあつては定款又は
寄附行為を添附し、その工場又は

本業場の所在地を督諭する都道府
県知事を経由して、通商産業大臣
に提出しなければならない。

氏名又は名稱、ひ住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 工場又は事業場の所在地
三 製造をしようとする計量器の種類

四 製造のための主要な設備の名
務及び数

六 事業計画及び事業收支見積 七 製造のための設備の完成期日 八 事業開始の予定期限

(申請書の添付)
第十七條 都道府県知事は、前條の
製造の事業の許可の申請書を受理

したときは、申請書の記載事項について調査し、一箇月以内に、その申請書を通商産業大臣に送付し

なければならぬ。
(試作命令)

の送付を受けた日から一箇月以内に、五〇箇以内の数量を指定し、当該申請に係る区分に属する計算

でに該当しないときは、この限りでない。

(許可の基礎)

第十九條 通商産業大臣は、製造の事業の許可の申請が左の各号に適合するとき、許可をしなければならぬ。

1. 当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。
2. 前号に定めるもの以外、当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。
3. 当該計量器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
4. 前項の規定による命令に従い提出された計量器が第八十九條第一項各号の規定に適合し、且つ、通商産業省令で定める耐久度試験に合格すること。
5. 通商産業大臣は、製造の事業の許可の申請が左の各号に適合するときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間)

1. 第二十條 製造の事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して

一〇年とする。但し、再許可を妨げない。

(許可証の交付)

第二十一条 通商産業大臣は、製造の事業の許可をしたときは、申請者に許可証を交付する。

1. 許可証には、左の事項を記載しなければならない。
2. 許可証には、左の事項を記載しなければならない。
3. 許可の年月日及び許可番号。
4. 工場又は事業場の所在地。

(附帯事項)

第二十二條 製造の事業の許可を受けた者は(以下「製造事業者」といふ)は、第三十五條第一項の規定にかかるわらず、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事に届け出たときは、許可を受けたもの

1. 計量器の製造又は修理を行なうことを妨げない。
2. 計量器の製造又は修理を行なうことは、この限りでない。

(設置の変更等)

第二十三條 製造事業者は、製造の設備を変更し、又は工場若しくは事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受ける。

1. 計量器の設置を変更して、通商産業大臣に届け出なければならない。
2. 第十九條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(届出)

第二十四條 製造事業者は、その者が製造をした計量器であることを表示するための記号を定めて、通商産業大臣に届け出なければならない。

1. これは、第三十五條第一項の規定にかかるわらず、その者が製造を行ひ、又は第四十七條第一項の規定に従い、工場若しくは事業場において、許可の区分に従い、計量器の修理の事業を行ひ、又は第四十七條第一項の規定にかかるわらず、製造若しくは修理をした計量器の販売の事業を行なうこと。
2. 前項の記号は、二以上の区分又は工場若しくは事業場について許可を受けた製造事業者があつては、すべての区分又は工場若しくは事業場を通じて同一のものでない。これを変更したときも、同様とする。

(承認)

第二十五條 製造事業者について、相続又は合併があつたとき、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、製造事業者の地位を承継する。

1. 通商産業大臣は、第一項の規定により届出のあつた記号がその届出前に他の者が届け出た記号と同一又は類似であると認めるときは、その変更を命ずることができる。
2. 製造事業者は、許可を受けた場合を除き、その旨を事業を行おうとする場合は、第四十七條第一項の登録を受ける。

(記号の表記)

第二十六條 製造事業者は、計量器の製造を終了したときは、許可の訂正

1. 第二十九條 製造事業者は、その事業を廃止したときは、通商産業大臣に届け出なければならない。
2. 第三十條 製造事業者は、許可証を再交付を受けることができる。

(許可証の再交付)

第二十七條 製造事業者が、その事業を変更したとき、又は代表者の氏名が変更したときは、通商産業大臣に届け出なければならない。

1. 製造事業者たる法人は、その地位を承継する。
2. 製造事業者たる法人若しくは合併により設立した法人は、製造事業者の地位を承継する。

(許可証の失效)

第二十八條 製造事業者は、第二十

項の規定により届け出た記号及び工場又は事業場の所在地の都道府県名を表記しなければならない。

1. 定する事項に変更があつたときは、通商産業大臣にその許可証を提出し、訂正を受けなければならぬ。
2. 前項の場合において、前條の規定により製造事業者の地位を承認した者は、その事實を証する書面を提出しなければならない。

2. 前項の場合において、前條の規定により製造事業者の地位を承認した者は、その事實を証する書面を提出しなければならない。

1. 製造事業者たる法人は、その代表者の氏名を変更したとき、又は代表者の氏名が変更したときは、通商産業大臣に届け出なければならない。
2. 製造事業者たる法人若しくは合併により設立した法人は、製造事業者の地位を承継する。

(許可証の再交付)

第三十條 製造事業者は、許可証を再交付を受けることができる。

1. 製造事業者が、その事業を廃止したときは、許可は、その
2. 製造事業者が、その事業を承継する。

(第三十一條 製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その

1. 製造事業者が、その事業を承継する。
2. 製造事業者が、その事業を承継する。

(第三十二條 製造事業者がその事業を承継する)

(許可の取消又は事業の停止)

第三十ニ條 通商産業大臣は、製造

事業者が左の各号の一に該当す

るときは、その許可を取り消し、

又は一年以内の期間を定めてそ

事業の停止を命ずることができ

る。

一 この法律又はこの法律に基く

命令の規定に違反したとき。

二 第十五條各号の一に該当する

に至つたとき。

三 不正な手段により製造の事業

の許可を受けたとき。

四 第十八條第一項第一号の通商

産業省令で定める基準器であつ

て、基準器検査に合格したもの

又は同項第二号の通商産業省令

で定める設備を久くに至つたと

き。

(許可証の返納)

第三十三條 製造事業者は、その許

可が効力を失つたときは、一箇月

以内に、通商産業大臣に許可証を

返納しなければならない。

(再許可の手続)

第三十四條 第二十條但書の再許可

については、第十六條から第十八

條まで及び第十九條第一項第四号

の規定にかかわらず、通商産業省

令で定める簡易な手続によること

ができる。

九 遠ざ計、回転尺及び回転計

除く。)

（修理の事業の許可）

第三十五條 計量器の修理の事業を

行おうとする者は、次條の区分に

従い、その工場又は事業場ごと

に、その所在地を管轄する都道府

県知事の許可を受けなければなら

ない。但し、自己の使用にのみ供

する計量器の修理の事業を行おう

とする者については、この限りで

ない。

2 前項但書に規定する者は、修理

の事業を行おうとするときは、そ

の工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の区分）

第三十六條 修理の事業の許可の区

分は、左の通りとする。

一 長さ計(回転尺を除く。)及び面積計

二 はかり及び力計

三 時間計

四 電気式温度計

五 ガスメータ

六 水量メータ

七 ガソリン計器

八 体積計(ガスマータ及び水

量メータ)及びガソリン計器を

除く。)

（修理の事業の許可）

第三十七條 修理の事業の許可を受

けようとする者は、左の事項を記

載した申請書に、工場又は事業場

の国面及び法人について定めたもの

は寄附行為を添付し、その工場又

は事業場の所在地を管轄する都道

府県知事に提出しなければなら

い。

2 都道府県知事は、修理の事業の

許可の申請が前項各号に適合しな

い。

（修理の事業の許可）

第三十九條 修理の事業の許可を受

けた者(以下「修理事業者」とい

う。)は、第四十七條第一項の規定にかかるらず、その許可を受けた

工場又は事業場において、その者

が修理した計量器の販売の事業

を行うことを妨げない。

(工場、事業場外の修理)

第四十條 修理事業者は、第三十五

條第一項の規定にかかるらず、あ

らかじめ、その場所を管轄する都

道府県知事の許可を受けたとき

(その場所が修理の事業の許可を

受けた都道府県知事の管轄区域内

である場合は、当該都道府県知事

に届け出たとき)は、許可を受け

た工場又は事業場以外の場所にお

いて、計量器修理を行うことを妨

げない。

(記号の届出)

第四十一條 修理事業者は、その者

が修理した計量器であることを

表示するための記号を定めて、通

商産業大臣に届け出なければならない。

これを変更したときも、同様とする。

2 第二十四條第二項及び第三項の

規定は、前項の記号に準用する。

七九七

- 七 比較検査に合格した計量器
- 比較検査の有効期間内にあるものに限る)を比較検査成績書とともに譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。
- 八 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものを譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。
- 九 第一項第一号の許可は、当該計量器が体温計その他通商産業省令で定める計量器でなく、且つ、取引若しくは証明以外の用途又は通商産業省令で定める用途に供されるものであると認められるときでなければ、してはならない。
- 三 第一項第一号の許可を受け譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。
- 四 第一項第一号の許可は、当該計量器には、通商産業省令で定める表示を附さなければならぬ。
- 五、第六十九條第一項第一号の場合は、製造事業者若しくは修理事業者又は通商産業省令若しくはガス事業者は、その譲渡、貸渡又は引渡し前に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 五、第一項第五号の許可は、当該水道事業者又はガス事業者が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 六 第一項第八号の許可は、当該水
- 八 比較検査に合格した計量器は、當するときでなければ、してはならない。
- 九 第一項第八号に規定する計量器は、使用前に、その計量器について検定を受けなければならない。(修理の場合の告知義務)
- 第六十五條 製造事業者又は修理事業者は、前條第一項第四号の通商産業省令で定める範囲内の修理の委託を受けた場合において、その修理をした後においてもその計量器が第百五十六條第一項第一号又は第二号に該当すると認められるときは、委託者にその旨を告知しなければならない。
- (譲渡等の制限)
- 第六十六條 販売事業者(第六十三條に規定する者を除く)は、左の各号の一に該当する計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡しのために所持してはならない。
- 一 検定証、(比較検査証印が附されていない)計量器
- 二 第九十二條に規定する計量器
- 三 比較検査に合格した計量器で
- 一 第六十四條第一項第四号に該経過したもの
- 二 比較検査に合格した計量器は、當するときでなければならない。
- 三 第九十三條第一項但書及び第六十七條 左に掲げる計量器については、前條の規定は、適用しない。
- 一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの
- 二 繙出する計量器
- 三 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
- 四 第九十三條第一項但書及び第一百一十九條の通商産業省令で定める計量器
- (使用の制限)
- 第六十八條 計量器でないもの及び左の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。
- 一 その者が修理した後まだ検定
- 二 第九十二條に規定する計量器
- 三 第九十二條に規定する計量器
- 四 第一項第三号に規定する計量器
- 五 第一項第三号に規定する計量器
- 六 壓力計であつて、第十二條第七号に掲げるるもの以外のもの
- 七 仕事計(積算労力計に限る)
- 八 工事計であつて、第十二條第十一号に掲げるもの以外のもの
- 九 角度計であつて、第十二條第十四号に掲げるもの以外のもの
- 十 淀量計であつて、第十二條第十三号に掲げるもの以外のもの
- 十一 精度計(細管式精度計を除く。)
- 一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの(同
- 一 第六十四條第一項第四号に規定する計量器であつて、第八十
- 九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。
- 二 第六十六條第一項に規定する計量器
- 三 比較検査に合格したものであつて、検定の有効期間を経過したものは、
- 第六十九條 左に掲げる計量器については、前條第一号の規定は、適用しない。
- 一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの(同
- 一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、第八十九條第一項各号に適合するもの
- 二 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
- 三 第九十三條第一項但書及び第六十七條 左に掲げる計量器については、前條の規定は、適用しない。
- 一 第六十八條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの
- 二 陸間計であつて、第十二條第六号に掲げるもの以外のもの
- 三 温度計であつて、第十二條第一号に掲げるもの以外のもの
- 四 体積計であつて、第十二條第六号に掲げるもの以外のもの
- 五 速さ計であつて、第十二條第七号に掲げるもの以外のもの
- 六 壓力計であつて、第十二條第七号に掲げるもの以外のもの
- 七 仕事計(積算労力計に限る)
- 八 工事計であつて、第十二條第十一号に掲げるもの以外のもの
- 九 角度計であつて、第十二條第十四号に掲げるもの以外のもの
- 十 淀量計であつて、第十二條第十三号に掲げるもの以外のもの
- 十一 精度計(細管式精度計を除く。)
- 一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの(同

十二 濃度計(浮ひよう型液休濃度計を除く)

十三 きん木によりこれを積載し大貨物の質量を計る場合におけるその船舶

(正確に計算する義務)

第七十二条 政令で定める物の状態の量について、法定計量単位に

より取引又は証明をする者は、政令で定める誤差をこえないように、その量を計らなければならない。

(容積検査合格容器の使用)

第七十三条 商品を容積検査に合格した容器に第百八十九條の容量を示す旨盛まで満たして、法定計量單位により販売する者は、第六十八

條の規定にかかるとおり表示する」とを要しない。

2 前項に規定する者は、同項の容

器に第百八十九條の規定により表示した容量が二以上あるときは、そのいすれの容量により使用するかを明示しなければならない。

第七十四條 容積検査に合格した容器に第百八十九條の容量を示す旨盛まで商品を満たしてしないときは、その商品は、販売してはならない。但し、同様の規定により表示した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(正味量の表記)
第七十五条 法定計量単位による長さ、質量又は体積により商品を販

売する者は、その商品を容器に入

くは包裝又はこれに附した封紙を破棄しなければその商品の長さ、質量又は体積を増加し、又は減少することができないようす

るときは、その容器又は包裝、当該計量単位によるその商品の長さ、質量又は体積(以下「正味量」)と、その正味量を計らなければならぬ。

(ばかりの表示最大量)

第七十九條 ばかりを取引上又は証

明上の計量に使用するには、その最大目盛の示す量をこえる量を一回に計つてはならない。

2 前項の規定による表示をするに

は、政令で定める誤差をこえないよう、その正味量を計らなければならぬ。

3 第一項の規定による表示をした商品(以下「正味量表記商品」といふ)を販売する者は、第六十八條の規定にかかるとおり、計量器を使用して計量することを要しない。

(品質の表記)

第七十七条 第七十五條第一項又は前條第一項の規定による正味量又

は品質の表記には、表記をする者の氏名又は名称及びその表記をした場所を附記しなければならない。

2 前項の場合において、正味量又

は品質の表記をする者が第百七十一條の指定を受けているときは、

その氏名又は名称に代えて、第百

七十七條第一号に規定する計量士の氏名を附記することができる。

(精度の制限)

第七十六条 法定計量単位による濃度、密度又は粘度により商品を販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包裝してその容器若しくは包裝又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の濃度、

密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、同一の取引量が一〇キログラム以下で

その容器又は包裝に、当該計量單位によるその商品の濃度、密度又

は粘度(以下「品質」といふ)を表記するときは、政令で定める誤差をこえないように、その品質を計らなければならぬ。

(ばかりの表示最大量)

第七十九條 ばかりを取引上又は証

明上の計量に使用するには、その最大目盛の示す量をこえる量を一回に計つてはならない。

2 前項の規定による表示をして商品以下「品質表記商品」という)を販売する者は、第六十八條の規定にかかるとおり、計量器を使用して計量することを要しない。但し、前項の容器若しくは包裝又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

(水平装置)

第七十條 計量器の位置が水平であ

るかどうかを定めるための装置を有する計量器は、その位置を水平にした後でなければ、取引上又は

証明上の計量に使用してはならない。

(ガスの熱量計)

第八十一条 計量器の位置が水平であ

るかどうかを定めるための装置を有する計量器は、その位置を水平にした後でなければ、取引上又は

(ガスの熱量計)

第八十二条 ガス事業者が取引上又

は証明上においてガスの熱量を計るには、エンタルス式流水型熱量計を使用しなければならない。

(風袋の質量表示)

第八十三条 取引上又は証明上における質量の計量に當時使用する風袋には、その質量を表示しなければならない。

(ますの使用制限)

第八十四条 ますの使用制限

あるものについては、天ひんを使用する場合を除き、その取引量の一分の一以下の最小目盛を有するばかりを使用しなければならない。

第八十三条 取引上又は証明上において二〇立方デシメートル以上の穀類の量を計る場合において、二〇立方デシメートルの倍数である部分を計るには、全量二〇立方デシメートル未満のままで使用してはならない。

(穀類の調整)

第八十一条 零点を調整する装置があるばかり又は検衡は、その零点を調整した後でなければ、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。但し、天びんは、この限りでない。

(ますの使用制限)

第八十二条 ますの使用制限

第八十三条 取引上又は証明上においてガスの熱量を計るには、エンタルス式流水型熱量計を使用しなければならない。

(風袋の質量表示)

第八十四条 取引上又は証明上における質量の計量に當時使用する風袋には、その質量を表示しなければならない。

(第四章 檢定、比較検査、基準器検査及び容量検定)

第八十五条 取引上又は証明上においてガスの熱量を計るには、エンタルス式流水型熱量計を使用しなければならない。

(第五章 檢定の主体)

第八十六条 檢定は、政令で定める

官報号外 昭和二十六年五月二十四日 楽議院会議録第三十八号 計量法案外一件

計量器の区分に従い、通商産業大臣又は都道府県知事が行う。

第八十七條 前條の規定により計量器の製造、修理又は輸入をした者

がその計量器につき検定を受ける場合は、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事とし、その他の場合は、検定を受けようとする計量器の所在の場所を管轄する都道府県知事とする。但し、左の各号に

それぞれ各号に定めるところによれば、

一 土地又は建物その他の工作物

に取り付けて使用すべき計量器

であつて、通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又

は建物その他の工作物の所在地

を管轄する都道府県知事

二 調度、貨渡又は引渡の相手方

が定まつてある計量器にあつては、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限り、相手方がその計量器を使用し、又は販売する場所を管轄する都道府県知事

第八十九條 検定を行つた計量器が

左の各号に適合するときは、合格

とする。

前項に規定する計量

器の検定を受けようとする者は、その計量器の製造、修理又

は、その各号に定める

計量器の所在の場所

を管轄する都道府県知事

が定まつてある計量器にあつては、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限り、相手

方がその計量器を使用し、又は販売する場所を管轄する都道府県知事

第八十九條 検定を行つた計量器が

左の各号に適合するときは、合格

とする。

前項に規定する計量

器の検定を受けようとする者は、その計量器の製造、修理又

は、その各号に定める

計量器の所在の場所

二 通商産業省令で定める構造

(材料の性質を含む) 以下同じ。) を有すること。

三 その器皿が政令で定める検定

公害を生えないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器用いて定めるものとする。

あるものについては、この限りでない。

前條に規定する計量器に前項の規定により附すべき検定証印に表示しなければならない。

3 通商産業省令で定める計量器に附すべき検定証印に添えて、その検定を行つた年を表示する数字を附す。

2 前條に規定する計量器に前項の規定により附すべき検定証印に表示しなければならない。

定印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

2 檢定の申請をした者が検定に合格しなかつた計量器に係る比較検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

第二節 比較検査

(比較検査の主体)

第九十七条 比較検査は、通商産業大臣が行う。

(比較検査の実施の場所)

第九十八条 比較検査の実施の場所は、通商産業省に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、それぞれ各自に定めるところによる。

一 災害により検定所において比較検査をすることができないとときは、計量器の所在の場所

二、土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七条第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

三 計量器の運搬が著しく困難である場合において、通商産業大臣は、その他の事由がある場合その他の事由がある場合において、通商産業大臣は、

の許可を受けたときは、その計

量器の所在の場所

(比較検査の合規底件)

第九十九條 比較検査を行つた計量

器が左の各号に適合するときは、

合格とする。

一 第八十九條第一項第一号の政

令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を

有すること。

三 その器差が政令で定める比較

検査公差をこえないこと。

前項第一号に適合するかどうかか

は、通商産業省令で定める方法によつて定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかかは、通商産業省令で定める方法によつて、その計量器の表示する物

象の状態の量と原器又は標準器の表示する物象の状態の量との差を測定して定めるものとする。

(比較検査の有効期間)

第一百條 比較検査の有効期間は、五年とする。但し、政令で定める計量器については、政令で定める期

間とする。

(比較検査証印)

第一百一條 比較検査に合格した計量

器には、比較検査部印を附する。

比較検査成績書の交付を受けてい

但し、その構造上比較検査証印を附し難い計量器であつて、通商産

業省令で定めるものについては、

この限りでない。

したときは、比較検査を申請した者に対し、器差を記載した比較検査成績書を交付する。

第二百二條 計量器が比較検査に合格

したときは、比較検査を申請した

(基準器の有効期間)

第二百三條 基準器検査

(基準器検査の主体)

第二百六條 基準器検査は、通商産業大臣が行う。

(基準器検査の合規底件)

第二百七條 基準器検査を行つた基準

器が左の各号に適合するときは、

合格とする。

前項第一号に適合するかどうかか

は、通商産業省令で定める方法によつて定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかかは、通商産業省令で定める方法によつて、その計量器に検定証印を附する。

(比較検査証印のまつ消等)

第二百四條 比較検査に合格しなかつた計量器に比較検査証印又は検定

印が附されているときは、その

比較検査証印又は検定証印を除去し、又はこれに消印を附する。但し、その計量器が第八十九條第一項各号に適合するときは、検定証印にひいては、この限りでない。

2 比較検査を申請した者が比較検

査に合格しなかつた計量器に係

る場合には、比較検査部印を附する。

(比較検査証印)

第二百五條 比較検査に合格した計量

器には、基準器検査に合格する

こととする。

3 第一項第三号に適合するかどうかか

は、通商産業省令で定める方法によつて、その基準器の表示する物

象の状態の量と原器又は標準器の表示する物象の状態の量との差を測定して定めるものとする。

(比較検査の有効期間)

第二百六條 比較検査の有効期間は、五年とする。但し、政令で定める計

量器については、政令で定める期

間とする。

るときは、その記載に消印を附する。

も、測定上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、同項同

号の規定にかかわらず、合格とす

る。

(基準器の有効期間)

第二百八條 基準器検査の有効期間

は、三年とする。但し、政令で定める基準器については、政令で定

める期間とする。

(基準器検査証印)

第二百九條 基準器検査に合格した基

準器には、基準器検査証印を附す

る。但し、その構造上基準器検査

証印を附し難い基準器であつて、

通商産業省令で定めるものについ

ては、この限りでない。

前項の基準器検査成績書には、

器差の補正の方法及び第二百八條の

有効期間を記載する。

第二百十條 基準器が基準器検査に合

格したときは、基準器検査を申請

した者に対し、器差を記載した基

準器検査成績書を交付する。

前項の基準器検査成績書には、

器差の補正の方法及び第二百八條の

有効期間を記載する。

第二百十一條 基準器検査に合格した

基準器は、基準器検査成績書とと

もにするのでなければ、譲渡し、

又は貸し渡しはならない。

2 基準器検査に合格した基準器

は、基準器検査成績書に記載され

た方法に従い、器差を補正して使用しなければならない。

第二百十二條 政令で定める基準器について、基準器検査成績書にその用途又は使用の方法を記載する。

第二百三條 前項の規定により基準器検査成績書に用途又は使用の方法が記載された基準器は、その記載された用途以外の用途に使用し、又はその記載された方法以外の方法で使用してはならない。

(基準器検査印のまつ消等)

第二百十三條 基準器検査に合格しなかつた基準器に基準器検査証印が附されているときは、その基準器検査印を除去し、又はこれに消印を附する。

第二百四條 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかつた基準器に基準器検査証印が附されているときは、その基準器検査印を除去し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第二百十四條 第九十四條、第九十五條及び第九十八條の規定は、基準器検査に適用する。

第二百五條 容量検査を行つた容器が左の各号に適合するときは、合

格とする。
第一政令で定める種類に属する事事が行う。

(容量検査の主体)

第二百六條 容量検査、都道府県知事が行う。

第二百十六條 容量検査は、法定計量単位による体積による取引に使用する容器であつて、政令で定めるものでなければ、受けることができない。

第二百十七條 容量検査の実施の場所は、都道府県に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、その容器の所在の場所とする。

(容器検査の実施の場所)

第二百十八條 容量検査の実施の場所は、都道府県に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、その容器の所在の場所とする。

(容器検査の実施の場所)

第二百十九條 容量検査を行つた容器を示す旨記入をすれば、左の各号に適合するときは、合

格とする。

(容器検査の合規条件)

第二百二十條 容量検査を行つた容器が左の各号に適合するときは、合

格とする。

(容器検査の合規条件)

第二百二十一條 容量検査に合格しなかつた容器に容量検査証印が附されているときは、その容量検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(容量検査証印のまつ消等)

第二百二十二條 容量検査に合格しなかつた容器に容量検査証印が附されているときは、その容量検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(容量の表示)

第二百二十三條 容量検査を受けようとする者は、容器に、使用しようとする容積を表示し、及びその容積を示す旨記入をすれば、左の各号に適合する。

(容量の表示)

第二百二十四條 容量検査を受けようとする者は、容器に、使用しようとする容積を表示し、及びその容積を示す旨記入をすれば、左の各号に適合する。

(容量の表示)

第二百二十五條 都道府県知事は、第一百二十三条の登録の申請があつたときは、運送なく、登録をしなければならない。

(登録)

第二百二十六条 都道府県知事は、登録簿を備え、左の事項を登録しなければならない。

(登録簿の事項の登録)

第二百二十七条 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は入出庫に際して行うその貨物の法定計量

に際して行うその貨物の法定計量

に際して行うその貨物の法定計量

に際して行うその貨物の法定計量

第二百二十九條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十一條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十二条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十三条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十四条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十五条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十六条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十七条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十八条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百三十九條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十一條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十二条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十三条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十四条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十五条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十六条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十七条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十八条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百四十九條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百五十條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百五十二条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百五十三条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

とする者は、計量証明に使用する計量器につき、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

第二百五十四条 前條の登録を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第二百五十五条 登録をしたときは、その申請者に登録番号が交付する。

第二百五十六条 都道府県知事は、前項第二項第二号

から第四号までに掲げる事項に変更があったときは、運送なく、都道府県知事にその登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

第二百五十七条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百五十八条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百五十九條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十二条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十三条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十四条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十五条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十六条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十七条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十八条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百六十九條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十條 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十二条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十三条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十四条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十五条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十六条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十七条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第二百七十八条 前項第二号及び第三号に規定する事項を記載する。

第三章 事業所の所在地

四 計量証明に使用する計量器の種類及び数

第五章 計量証明の事業

第六章 計量証明の事務の登録

第七章 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は入出庫に際して行うその貨物の法定計量

第八章 計量の実施

第九章 計量の監督

第十章 罰則

第十一章 附則

第十二章 附則

第十三章 附則

第十四章 附則

第十五章 附則

第十六章 附則

第十七章 附則

第十八章 附則

第十九章 附則

第二十章 附則

第二十一章 附則

第二十二章 附則

第二十三章 附則

第二十四章 附則

第二十五章 附則

第二十六章 附則

第二十七章 附則

八〇四

あつては、比較検査の有効期間を経過していること。

2 前項第一号又は第二号に該当するかどうかは、第一百三十五条第一項の通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その計量器の所有者又は占有者にその処分の理由を告知しなければならない。

(正味量又は品質の表記のまゝ消す) 第百五十七條 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一百五十四条第一項の規定により、その職員に、正味量表記商品又は品質表記商品を検査させた場合において、その商品の正味量又は品質の誤差が第七十五条第二項又は第七十六条第二項の政令で定める誤差をこえるときは、その表記をまつ消すことができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その商品の所有者又は占有者に對してその理由を告知しなければならない。

(都道府県知事の権限の委任) 第百五十八条 都道府県知事は、第

町村以外の市町村の長に、第一百五十四条(正味量表記商品若しくは品質表記商品又は取引上若しくは証明上の計量の方法に係る部分に限る)又は前條の規定による権限を有せることができる。

品質表記商品又は取引上若しくは証明上の計量の方法に係る部分に限る。又は前條の規定による権限を有せることができる。

亮等の事業の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

四 出生の年月日

5 登録の訂正

6 第百六十五条 計量士は、前條第三項第二号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、通商産業場所の登録を受け、且

一 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

二 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

三 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

四 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

五 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

六 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

七 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

八 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

九 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十一 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十二 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十三 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十四 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十五 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十六 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十七 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十八 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

十九 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

二十 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

二十一 計量士は、左の各号の一に該当する者でなければならぬ。

計量士の名称を用いてはならない。
(計量士国家試験)
第一百六十九條 計量士国家試験は、計量士としての職務に必要な知識及び技能について行う。

第二百七十條 計量士国家試験は、母業大臣にその計量士登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

第二百七十二条 計量士は、計量士登録証を交付する。

第二百七十三条 計量士登録証は、母業大臣が、当該不正行為に

関係のある者について、その実験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、

期間を定めて試験を行わせないことができる。

第二百七十四条 計量士登録証は、計量士登録の再交付及び返納

命令の規定に違反したとき。

第二百七十五条 第一百五十九條から前條までに規定するものの外、登録の申請登録証の再交付及び返納

その他の計量士の登録に関する手続

その他の計量士の登録に関する手続

その他の計量士の登録に関する手續

一 登録の年月日及び登録番号
二 氏名及び住所
三 出生の年月日
四 前條各号の別
五 計量士登録証を交付する。
六 この法律の規定により製造者に記載しなければならない。

七 第百六十九條 通商産業大臣は、計量士登録証には、左の事項を記載しなければならない。

八 第八章 事業場の指定

九 第百七十二条 計量器を使用する者は、計量器使用事業場について、

通商産業大臣の指定を受けると

ができる。

て、一〇日以内に通商産業大臣に
添付しなければならない。

(計量器等の提出)

第一百八十六條 第百八十三條第三項
に規定する計量器等について再檢

査の申請をする者は、申請と同時に、原処分をした行政機関の職員の立会を求めて、その計量器等に封印をし、これをそのまま行政機関に提出しなければならない。

2 第百八十三條第二項の規定は、前項の場合に適用する。

(計量器等の保管)

第一百八十七條 第百八十三條第一項の規定により計量器等の提出を受けた行政機関は、再検査の時まで、原状のままこれを保管しなければならない。

(行政機関の報告)

第一百八十八條 原処分をした行政機

関は、第一百八十三條第一項又は第一百八十六條第二項の規定による計量器等の提出がなかつたときは、

張り紙なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

(申請の却下)

第一百八十九條 通商産業大臣は、再検査の申請が不適法であると認めたときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

（決定）

第一百九十四条 通商産業大臣は、再

3 通商産業大臣は、決定書の正本を再検査の申請をした者に交付しなければならない。

(再検査の期日)

第一百九十五条 通商産業大臣は、再検査の申請があつたときは、前條の規定により却下する場合を除き、申請を受理した日から一箇月以内に、再検査を行わなければならぬ。

（再検査の期日及び場所の通知）

第一百九十六条 通商産業大臣は、再検査の期日及び場所を定め、再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関に通知しなければならない。

（立会）

第一百九十七条 再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関の職員であつてその長が指名するものは、再検査に立ち会わなければならぬ。

(再検査の基準)

第一百九十八条 第百九十九條の規定によつて、原処分が第八十九條、第九十九條、第一百七十九條、第二百五十二條において準用する場合を含む。)又は第一百五十六條第一項及び

第一百九十九條、通商産業大臣は、再検査の申請が不適法であると認めたときは、直ちに、これを却下する。

（異議の申立て）

第一百九十九條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業大臣、都道府県知事又は市町村の長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立てをすることができる。但し、第二百八十二條の規定により再検査の申請を受けることができる事項については、この限りでない。

（申立ての却下）

第二百一十条 通商産業大臣は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

（異議の申立て）

第二百一十一条 通商産業大臣は、再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関の職員であつてその長が指名するものは、再検査に立ち会わなければならぬ。

（異議の申立て）

第二百一十二条 通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立てをした者に交付しなければならない。

（異議の申立てと処分の執行）

第二百一十三条 異議の申立ては、処分の執行を停止しない。但し、処分をし

検査の結果及び第一百八十五條の意見に基き、再検査の申請を受理し見に基き、再検査の申請を受理し

た日から三箇月以内に、事案の決

定を行わなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行

い、且つ、理由を附さなければな

らない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を再検査の申請をした者及び原処分を行つた行政機関に送付しなければならない。

（異議の申立て）

第二百一十四条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てを受理したときは、その申立てに弁明書を添付しなければならない。

（異議の申立て）

第二百一十五条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百一十六条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百一十七条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百一十八条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百一十九条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十二条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十三条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十四条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十五条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十六条 通商産業大臣は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

日から一箇月以内に、理由を記載した申立てを起訴した行政機関に提出する。

（起訴）

第二百二十七条 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、第二百一十九條第一項の規定により却下する場合を除き、申立てを受理した日から一箇月以内に、聽聞を開始しなければならない。

（聽聞）

正當な事由により前項の期間内に異議の申立てすることができなかつたことを説明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立てすることができる。

（申立ての送付）

第二百二十八条 裁判所を起訴した者及び原処分を行つた行政機関は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に送付しなければならない。

（異議の申立て）

第二百二十九条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十一条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十二条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十三条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十四条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十五条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十六条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十七条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十八条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百三十九条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

権で、その執行を停止することができる。

（権限）

第二百四十条 通商産業大臣は、異議の申立てを受理したときは、第二百一十九條第一項の規定により却下する場合を除き、申立てを受理した日から一箇月以内に、聽聞を開始しなければならない。

（聽聞）

正當な事由により前項の期間内に異議の申立てすることができなかつたことを説明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立てすることができる。

（申立ての送付）

第二百四十一條 裁判所を起訴した者及び原処分を行つた行政機関は、前條第一項の決定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に送付しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十二条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十三条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十四条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十五条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十六条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十七条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十八条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百四十九条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百五十条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百五一条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

（異議の申立て）

第二百五十二条 通商産業大臣は、前項の規定による却下の決定は、前條第二項の申立てをした者及び原処分を行つた行政機関に通知しなければならない。

(計量調査官)

第二百三十三條 通商産業省に計量

調査官を置く。

2 計量調査官は、再検査及び異議の申立てに関する事務に従事する。

(計量教習所)

第二百三十四條 通商産業省の本省に計量教習所を置く。

2 計量教習所は、計量に関する事務に從事する。

2 計量教習所は、東京都に置く。

第二百三十五條 檢定等の神奈川に從事する。

2 計量教習所は、東京都に置く。

第二百三十六條 計量教習所の教育の期間は、六箇月とする。

第二百三十七條 計量教習所の教育に對しては、授業料を徴収しない。

2 計量士になろうとする者が納めなければならぬ授業料の額は、

月額五〇〇円をこえない範囲内に置いて通商産業省令で定める。

第二百三十八條 計量教習所の教育を受けることができる者は、学校

教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)による高等学校若しくは田

中等学校令(昭和十八年勅令第三
十六号)による中等学校若しくは

田高等学校令(大正七年勅令第三
百八十九号)による高等学校準常

科を卒業し、若しくは終了した者

又は文部大臣がこれと同等以上の

学力を有する者と認定した者とす

る。

第二百三十九條 前五條に規定する

ものとの外、計量教習所の内部組織

並びに教習の科目及び時間数その

他教習に関する事項は、通商産業

省令で定める。

(園に対する適用)

第二百三十條 この法律の規定は、

次章の規定を除き、園に適用があ

るものとする。この場合におい

て、「許可」とあるのは、「承認」と

「統合」とあるものとする。

第二百三十九條 第四十六條、第四

項、第六十九條第二項若しくは第

三項、第七十四条第二項若しくは第

四項、第六十九條第二項若しくは第

三項、第七十四条第二項若しくは第

四項、第六十九條第二項若しくは第

三項、第七十四条第二項若しくは第

四項、第六十九條第二項若しくは第

三項、第七十四条第二項若しくは第

四項、第六十九條第二項若しくは第

三項、第七十四条第二項若しくは第

四項、第六十九條第二項若しくは第

しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

但し、刑法(明治四十年法律第
四十五号)に正体があるときは、

刑法による。

第二百三十三條 第四十七條第一項

の規定に違反した者は、一年以下、

の懲役若しくは十万円以下の罰金

に處し、又はこれを併科する。

第二百三十四條 第二十五條(第四十一

項の規定により命令に違反した

者) 第二項において準用する場合

も含む。又は第二百五十五條第一

項の規定により命令に違反した

者) 第二項において準用する場合

當する者は、三万円以下の罰金に處する。

一 第二十四條第三項(第四十一

項の規定により命令に違反した

者) 第二項において準用する場合

も含む。又は第二百五十五條第一

項の規定により命令に違反した

十六條、第六十二條又は第二百三十

一條において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、二万

円以下の罰金に處する。

第三百三十九條 第二十九條第二項

(第四十六條、第六十二條又は第二

百三十一條において準用する場合

も含む)の規定に違反した場合は、

おいては、その行為をした法人の

代表者、代理人、使用人その他の

従業者は、二万円以下の罰金に處

する。

第三百三十九條 法人の代表者又は

法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、第二百三十一條

から前條までの違反行為をしたと

きは、行為者を罰する外、その法

人又は人に對して、各本條の罰金

刑を科する。但し、法人又は人の

代理人、使用人その他の従業者の

當該違反行為を防止するため、當

該業務に對して相當の注意及び監

督が盡されたことの證明があつた

ときは、その法人又は人に對して

は、この限りでない。

四 第百五十四條第一項の規定に

違反した者は、五万円以下の罰金に處

する。

三 第百五十三條の規定に基く政

令の規定に違反して報告をせ

ず、又は虚偽の報告をした者

は、罰金とする。

(兩罰規定)

八一

(1) (2) (3) (4)	イ 乾湿球温度計及び変形温度計 ロ その他の温度計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一一〇〇円 一〇〇円 五〇〇円 一一〇〇円
(5) (6) (7) (8)	イ 比重計 ロ 明火度計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一九〇〇円 三、〇〇〇円 五〇〇円 一九〇〇円
(9) (10) (11) (12)	イ 水銀温度計のガラス管 ロ 部品検査を受けようとする者	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円
(13) (14) (15) (16)	イ ばね式自動ばかりの制温装置 ロ かたさ試験機のダイヤモンドコーン	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一九〇〇円 三、〇〇〇円 五〇〇円 一九〇〇円
(17) (18) (19) (20)	イ 原型検査を受けようとする者 ロ 長さ計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	五、〇〇〇円 五、〇〇〇円 五、〇〇〇円 五、〇〇〇円
(21) (22) (23) (24)	イ 体積計の原型 ロ その他の計量器の原型	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円 一〇、〇〇〇円
(25) (26) (27) (28)	イ 比較検査を受けようとする者 ロ 長さ計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円
(29) (30) (31) (32)	イ 金属製の長さ計 ロ その他の長さ計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円 三、〇〇〇円
(33) (34) (35) (36)	イ 天びん ロ 條ばかり	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	七、五〇〇円 七、五〇〇円 七、五〇〇円 七、五〇〇円
(37) (38) (39) (40)	イ 條ばかり ロ ひょう量が一〇トン以上のもの	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	三〇〇、〇〇〇円 四五、〇〇〇円 三〇〇、〇〇〇円 三〇〇、〇〇〇円
(41) (42) (43) (44)	イ 指示ばかり ロ ひょう量が二トン以上一〇トン未満のもの	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	七、五〇〇円 七、五〇〇円 七、五〇〇円 七、五〇〇円
(45) (46) (47) (48)	イ 粘度計 ロ 光度計、光束計及び照度計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	五〇〇円 五〇〇円 五〇〇円 五〇〇円
(49) (50) (51) (52)	イ 密度計 ロ 周波数計及び騒音計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一五、〇〇〇円 三〇、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 三〇、〇〇〇円
(53) (54) (55) (56)	イ 濃度計 ロ 光度計、光束計及び照度計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円
(57) (58) (59) (60)	イ 引張強さ試験機及び衝撃強度試験機 ロ 拉度計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円
(61) (62) (63) (64)	イ 測度計 ロ かたさ試験機及び衝撃強度試験機	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	三〇〇円 三〇〇円 三〇〇円 三〇〇円
(65) (66) (67) (68)	イ 耐折度計 ロ 基準検査を受けようとする者	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円 一五、〇〇〇円
(69) (70) (71) (72)	イ 乾湿球温度計及び変形温度計 ロ その他の温度計	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	三〇〇円 三〇〇円 一五〇円 一五〇円
(73) (74) (75) (76)	イ 比重計 ロ 長さ基準器	一箇につき 一箇につき 一箇につき 一箇につき	一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円 一〇〇〇円

時間基準器	一箇につき	一、〇〇〇円
温度基準器	一箇につき	五、〇〇〇円
面積基準器	一箇につき	三、〇〇〇円
体積基準器	一箇につき	三〇、〇〇〇円
速さ基準器	一箇につき	三、〇〇〇円
(7) (6) (5) (4) (3)	一箇につき	六〇、〇〇〇円
力基準器	一箇につき	一、五〇〇円
(8) (7) (6) (5) (4)	一箇につき	三〇、〇〇〇円
圧力基準器	一箇につき	一、五〇〇円
(9) (8) (7) (6) (5)	一箇につき	三〇、〇〇〇円
仕事基準器	一箇につき	一、五〇〇円
工學基準器	一箇につき	一、五〇〇円
熱量基準器	一箇につき	一、五〇〇円
角度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
流量基準器	一箇につき	一、五〇〇円
粘度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
密度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
濃度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
光度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
周波数基準器及び照度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
織度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
(10) (11) (12) (13) (14)	一箇につき	一、五〇〇円
引張強さ基準器及び圧縮強さ基準器	一箇につき	一、五〇〇円
かたさ基準器及び剛性値基準器	一箇につき	一、五〇〇円
耐火度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
屈折度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
湿度基準器	一箇につき	一、五〇〇円
比重基準器	一箇につき	一、五〇〇円
十八 容量検査を受けようとする者	一箇につき	一、五〇〇円
(1) 容量が二立方デシメートル未満の容器	一箇につき	一、五〇〇円
(2) 容量が二立方デシメートル以上の容器	一箇につき	一、五〇〇円
第百三十二條又は第百四十九條の検査を受けようとするもの	一箇につき	一、五〇〇円
(1) 長さ計	一箇につき	一、五〇〇円
(2) イ 金屬製の長さ計	一箇につき	一、五〇〇円
ロ はかり	一箇につき	一、五〇〇円
イ 天びん	一箇につき	一、五〇〇円
ロ 梆ばかり	一箇につき	一、五〇〇円
ハ 複かんばかり	一箇につき	一、五〇〇円
ひょうう量が一トントン以上の一トントン未満のもの	の	の
指示ばかり	の	の
ひょうう量が二〇キログラム以上二トントン未満のもの	の	の
ひょうう量が二〇キログラム以上二トントン未満のもの	の	の
満のもの	の	の
ひょうう量が二トントン以上一トントン未満のもの	の	の
他ののはかり	の	の
ト 分銅及びおもり	の	の
時間計	の	の
(3) 時間計	の	の
イ ガラス製指示目盛温度計	の	の
ロ その他の温度計	の	の
(4) 面積計	の	の
(5) 体積計	の	の
イ ます、化学用体積計、ガスピュレット及び肺活量計	の	の
ロ その他の体積計	の	の
(6) 面積計	の	の
イ ピトー管式速さ計及びプロペラ式回転型速さ計	の	の
ロ その他の速さ計	の	の
(7) 速さ計	の	の
イ 自記圧力計及び分銅式標準圧力計	の	の
ロ その他の圧力計	の	の
(8) 力計	の	の
(9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (5510) (5511) (5512) (5513) (5514) (5515) (5516) (5517) (5518) (5519) (5520) (5521) (5522) (5523) (5524) (5525) (5526) (5527) (5528) (5529) (5530) (5531) (5532) (5533) (5534) (5535) (5536) (5537) (5538) (5539) (5540) (5541) (5542) (5543) (5544) (5545) (5546) (5547) (5548) (5549) (55410) (55411) (55412) (55413) (55414) (55415) (55416) (55417) (55418) (55419) (55420) (55421) (55422) (55423) (55424) (55425) (55426) (55427) (55428) (55429) (55430) (55431) (55432) (55433) (55434) (55435) (55436) (55437) (55438) (55439) (55440) (55441) (55442) (55443) (55444) (55445) (55446) (55447) (55448) (55449) (55450) (55451) (55452) (55453) (55454) (55455) (55456) (55457) (55458) (55459) (55460) (55461) (55462) (55463) (55464) (55465) (55466) (55467) (55468) (55469) (55470) (55471) (55472) (55473) (55474) (55475) (55476) (55477) (55478) (55479) (55480) (55481) (55482) (55483) (55484) (55485) (55486) (55487) (55488) (55489) (55490) (55491) (55492) (55493) (55494) (55495) (55496) (55497) (55498) (55499) (554100) (554101) (554102) (554103) (554104) (554105) (554106) (554107) (554108) (554109) (554110) (554111) (554112) (554113) (554114) (554115) (554116) (554117) (554118) (554119) (554120) (554121) (554122) (554123) (554124) (554125) (554126) (554127) (554128) (554129) (554130) (554131) (554132) (554133) (554134) (554135) (554136) (554137) (554138) (554139) (554140) (554141) (554142) (554143) (554144) (554145) (554146) (554147) (554148) (554149) (554150) (554151) (554152) (554153) (554154) (554155) (554156) (554157) (554158) (554159) (554160) (554161) (554162) (554163) (554164) (554165) (554166) (554167) (554168) (554169) (554170) (554171) (554172) (554173) (554174) (554175) (554176) (554177) (554178) (554179) (554180) (554181) (554182) (554183) (554184) (554185) (554186) (554187) (554188) (554189) (554190) (554191) (554192) (554193) (554194) (554195) (554196) (554197) (554198) (554199) (554200) (554201) (554202) (554203) (554204) (554205) (554206) (554207) (554208) (554209) (554210) (554211) (554212) (554213) (554214) (554215) (554216) (554217) (554218) (554219) (554220) (554221) (554222) (554223) (554224) (554225) (554226) (554227) (554228) (554229) (554230) (554231) (554232) (554233) (554234) (554235) (554236) (554237) (554238) (554239) (554240) (554241) (554242) (554243) (554244) (554245) (554246) (554247) (554248) (554249) (554250) (554251) (554252) (554253) (554254) (554255) (554256) (554257) (554258) (554259) (554260) (554261) (554262) (554263) (554264) (554265) (554266) (554267) (554268) (554269) (554270) (554271) (554272) (554273) (554274) (554275) (554276) (554277) (554278) (554279) (554280) (554281) (554282) (554283) (554284) (554285) (554286) (554287) (554288) (554289) (554290) (554291) (554292) (554293) (554294) (554295) (554296) (554297) (554298) (554299) (554300) (554301) (554302) (554303) (554304) (554305) (554306) (554307) (554308) (554309) (554310) (554311) (554312) (554313) (554314) (554315) (554316) (554317) (554318) (554319) (554320) (554321) (554322) (554323) (554324) (554325) (554326) (554327) (554328) (554329) (554330) (554331) (554332) (554333) (554334) (554335) (554336) (554337) (554338) (554339) (554340) (554341) (554342) (554343) (554344) (554345) (554346) (554347) (554348) (554349) (554350) (554351) (554352) (554353) (554354) (554355) (554356) (554357) (554358) (554359) (554360) (554361) (554362) (554363) (554364) (554365) (554366) (554367) (554368) (554369) (554370) (554371) (554372) (554373) (554374) (554375) (554376) (554377) (554378) (554379) (554380) (554381) (554382) (554383) (554384) (554385) (554386) (554387) (554388) (554389) (554390) (554391) (554392) (554393) (554394) (554395) (554396) (554397) (554398) (554399) (554400) (554401) (554402) (554403) (554404) (554405) (554406) (554407) (554408) (554409) (554410) (554411) (554412) (554413) (554414) (554415) (554416) (554417) (554418) (554419) (554420) (554421) (554422) (554423) (554424) (554425) (554426) (554427) (554428) (554429) (554430) (554431) (554432) (554433) (554434) (554435) (554436) (554437) (554438) (554439) (554440) (554441) (554442) (554443) (554444) (554445) (554446) (554447) (554448) (554449) (554450) (554451) (554452) (554453) (554454) (554455) (554456) (554457) (554458) (554459) (554460) (554461) (554462) (554463) (554464) (554465) (554466) (554467) (554468) (554469) (554470) (554471) (554472) (554473) (554474) (554475) (554476) (554477) (554478) (554479) (554480) (554481) (554482) (554483) (554484) (554485) (554486) (554487) (554488) (554489) (554490) (554491) (554492) (554493) (554494) (554495) (554496) (554497) (554498) (554499) (554500) (554501) (554502) (554503) (554504) (554505) (554506) (554507) (554508) (554509) (554510) (554511) (554512) (554513) (554514) (554515) (554516) (554517) (554518) (554519) (554520) (554521) (554522) (554523) (554524) (554525) (554526) (554527) (554528) (554529) (554530) (554531) (554532) (554533) (554534) (554535) (554536) (554537) (554538) (554539) (554540) (554541) (554542) (554543) (554544) (554545) (554546) (554547) (554548) (554549) (554550) (554551) (554552) (554553) (554554) (554555) (554556) (554557) (554558) (554559) (554560) (554561) (554562) (554563) (554564) (554565) (554566) (554567) (554568) (554569) (554570) (554571) (554572) (554573) (554574) (554575) (554576) (554577) (554578) (554579) (554580) (554581) (554582) (554583) (554584) (554585) (554586) (554587) (554588) (554589) (554590) (554591) (554592) (554593) (554594) (554595) (554596) (554597) (554598) (554599) (554600) (554601) (554602) (554603) (554604) (554605) (554606) (554607) (554608) (554609) (554610) (554611) (554612) (554613) (554614) (554615) (554616) (554617) (554618) (554619) (554620) (554621) (554622) (554623) (554624) (554625) (554626) (554627) (554628) (554629) (554630) (554631) (554632) (554633) (554634) (554635) (554636) (554637) (554638) (554639) (554640) (554641) (554642) (554643) (554644) (554645) (554646) (554647) (554648) (554649) (554650) (554651) (554652) (554653) (554654) (554655) (554656) (554657) (554658) (554659) (554660) (554661) (554662) (554663) (554664) (554665) (554666) (554667) (554668) (554669) (554670) (554671) (554672) (554673) (554674) (554675) (554676) (554677) (554678) (554679) (554680) (554681) (554682) (554683) (554684) (554685) (554686) (554687) (554688) (554689) (554690) (554691) (554692) (554693) (554694) (554695) (554696) (554697) (554698) (554699) (554700) (554701) (554702) (554703) (554704) (554705) (554706) (554707) (554708) (554709) (554710) (554711) (554712) (554713) (554714) (554715) (554716) (554717) (554718) (554719) (554720) (554721) (554722) (554723) (554724) (554725) (554726) (554727) (554728) (554729) (554730) (554731) (554732) (554733) (554734) (554735) (554736) (554737) (554738) (554739) (554740) (554741) (554742) (554743) (554744) (554745) (554746) (554747) (554748) (554749) (554750) (554751) (554752) (554753) (554754) (554755) (554756) (554757) (554758) (554759) (554760) (554761) (554762) (554763) (554764) (554765) (554766) (554767) (554768) (554769) (554770) (554771) (554772) (554773) (554774) (554775) (554776) (554777) (554778) (554779) (554780) (554781) (554782) (554783) (554784) (554785) (554786) (554787) (554788) (554789) (554790) (554791) (554792) (554793) (554794) (554795) (554796) (554797) (554798) (554799) (554800) (554801) (554802) (554803) (554804) (554805) (554806) (554807) (554808) (554809) (554810) (554811) (554812) (554813) (554814) (554815) (554816) (554817) (554818) (554819) (554820) (554821) (554822) (554823) (554824) (554825) (554826) (554827) (554828) (554829) (554830) (554831) (554832) (554833) (554834) (554835) (554836) (554837) (554838) (554839) (554840)		

(17) 濃度計	密度計	一箇につき	五〇〇円
(18) 光度計、光束計及び照度計	光度計	一箇につき	五〇〇円
(19) 周波数計及び騒音計	周波数計	一箇につき	一〇〇円
(20) 錆度計	錆度計	一箇につき	五〇〇円
(21) かたさ試験機及び圧縮強度試験機	かたさ試験機及び圧縮強度試験機	一箇につき	二、五〇〇円
計量法案(内閣提出)に関する報告書 〔最終号の附録に掲載〕	計量法案(内閣提出)に関する報告書 〔最終号の附録に掲載〕	目次	
計量法施行法案	計量法施行法案	第一章 総則(第一條—第十三條)	第一号。以下「新法」という。)
計量法施行法	計量法施行法	第二章 計量器に関する事業(第十四條—第五十條)	は、昭和二十七年三月一日から施行する。但し、第二百六十六條の規定は、公布の日から、第十九條第
第三章 計量の安全の確保(第五十一條—第六十條)	一項第一号、第三十二條第四号(基準器に係る部分に限る)、第三十八條第一項第二号、第四十四條	一項第一号、第三十二條第四号(基準器に係る部分に限る)、第三十八條第一項第二号、第四十四條	一項第一号、第三十二條第四号(基準器に係る部分に限る)、第三十八條第一項第二号、第四十四條
第四章 検定、比較検査及び基準器検査(第六十一條—第六十三條)	九條第三項及び第十二項、第七十三條、第七十四條、第七十五條から第百二十二條まで並びに第百七十七條第二項の規定並びにこれらの規定に係る第百五十四條、第百五十八條、第百八十二條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十五條、第二百三十四條、第二百三十五條及び第二百三十九條の規定は、昭和二十八年三月二日から施行する。	九條第三項及び第十二項、第七十三條、第七十四條、第七十五條から第百二十二條まで並びに第百七十七條第二項の規定並びにこれらの規定に係る第百五十四條、第百五十八條、第百八十二條、第二百二十一條、第二百二十二條、第二百二十五條、第二百三十四條、第二百三十五條及び第二百三十九條の規定は、昭和二十八年三月二日から施行する。	は、昭和二十七年三月一日から施行する。但し、第二百六十六條の規定は、公布の日から、第十九條第
第五章 取締(第六十四條—第六十六條)	一長さの計量単位は、尺及び鯨尺尺は、メートルの六六分の一をいう。	一長さの計量単位は、尺及び鯨尺尺は、メートルの六六分の一をいう。	一長さの計量単位は、尺及び鯨尺尺は、メートルの六六分の一をいう。
第六章 雜則(第六十七條—第七十二條)	貰は、三・七五キログラムの質量をいう。	貰は、三・七五キログラムの質量をいう。	貰は、三・七五キログラムの質量をいう。
第七章 他の法律の改正(第七十三條—第七十四條)	三面積の計量単位は、平方メートル及び	三面積の計量単位は、平方メートル及び	三面積の計量単位は、平方メートル及び
附則	度量衡法(明治四十二年法律第四号)。以下「旧法」という。	度量衡法(明治四十二年法律第四号)。以下「旧法」という。	度量衡法(明治四十二年法律第四号)。以下「旧法」という。
第一條 総則	度量衡法(明治四十二年法律第四号)。以下「旧法」という。	度量衡法(明治四十二年法律第四号)。以下「旧法」という。	度量衡法(明治四十二年法律第四号)。以下「旧法」という。
第二條 計量法(昭和二十六年法律)	は、廃止する。	は、廃止する。	は、廃止する。
第三條 計量法(昭和二十六年法律)			

厘は、貫の $100,000$ 分の 1 をい。

分は、貫の $10,000$ 分の 1 をい。

匁は、貫の $1,000$ 分の 1 をい。

匁は、貫の 100 分の 1 をい。

匁は、貫の 10 分の 1 をい。

匁は、貫の 1 分の 1 をい。

匁は、 0.1 贯をい。

匁は、 0.01 贯をい。

匁は、 0.001 贯をい。

匁は、 0.0001 贯をい。

匁は、 0.00001 贯をい。

匁は、 0.000001 贯をい。

匁は、 0.0000001 贯をい。

匁は、 0.00000001 贯をい。

匁は、 0.000000001 贯をい。

匁は、 0.0000000001 贯をい。

匁は、 0.00000000001 贯をい。

匁は、 0.000000000001 贯をい。

匁は、 0.0000000000001 贯をい。

匁は、 0.00000000000001 贯をい。

匁は、 0.000000000000001 贯をい。

匁は、 0.0000000000000001 贯をい。

匁は、 0.00000000000000001 贯をい。

匁は、 0.000000000000000001 贯をい。

匁は、 0.0000000000000000001 贯をい。

匁は、 0.00000000000000000001 贯をい。

匁は、 0.000000000000000000001 贯をい。

匁は、 0.0000000000000000000001 贯をい。

匁は、 $0.00000000000000000000001$ 贯をい。

匁は、 $0.000000000000000000000001$ 贯をい。

七 前條第四号の立方尺の補助計量単位は、立方分、立方寸及び立坪とする。

八 立方分は、立方尺の一、〇〇〇分の 1 をい。

九 立方寸は、立方尺の一、〇〇〇〇分の 1 をい。

十 立坪は、二二六立方尺をい。

十一 前條第四号の升の補助計量単位は、升の 100 分の 1 をい。

十二 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十三 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十四 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十五 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十六 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十七 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十八 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

十九 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十一 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十二 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十三 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十四 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十五 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十六 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十七 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十八 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二十九 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十一 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十二 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十三 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十四 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十五 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十六 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十七 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十八 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

三十九 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

四十 前條第三号の歩の補助計量単位は、歩の一〇〇分の 1 をい。

二 質量の計量単位は、ボンドとする。

三 ボンドは、〇四五三五九二分の 1 をい。

四 四三キログラムの質量をい。

五 温度の計量単位は、カ氏度とする。

六 カ氏度の度は、度の九分の五とし、カ氏三一度は、〇度の温

七 ポンドの計量単位は、ポンドとする。

八 力の大きさとの計量単位は、重

九 重力の計量単位は、重量ボン

十 度とする。

十一 壓力の計量単位は、平方ヤードとする。

十二 壓力の計量単位は、重量ボン

十三 每平方インチ、水銀桂インチ及び水桂インチとする。

十四 重量ボンド每平方インチは、

十五 〇〇七〇三〇七重量キログラム每平方センチメートルの圧力を

十六 をい。

十七 フートは、ヤードの三分の一

十八 エーンは、ヤードの三六分の一

十九 フートは、ヤードの三分の一

二十 をい。

二十一 チエーンは、二二二ヤードをい。

二十二 フートは、ヤードの三分の一

二十三 をい。

二十四 フートは、ヤードの三分の一

二十五 をい。

二十六 フートは、ヤードの三分の一

二十七 をい。

二十八 フートは、ヤードの三分の一

二十九 をい。

三十 フートは、ヤードの三分の一

三十一 フートは、ヤードの三分の一

三十二 フートは、ヤードの三分の一

三十三 フートは、ヤードの三分の一

三十四 フートは、ヤードの三分の一

三十五 フートは、ヤードの三分の一

三 質量の計量単位は、ボンドとする。

四 ボンド每立方フートは、一

五 六〇一八五キログラム每立方

六 メートルの密度をい。

七 第八條 前條の計量単位の補助計量単位は、左の通りとする。

八 單位は、メートルの密度をい。

九 前條第一号のヤードの補助計量単位は、インチ、フート、チ

十 エーン及びマイルとする。

十一 インチは、ヤードの三六分の一

十二 をい。

十三 フートは、ヤードの三分の一

十四 をい。

十五 チエーンは、二二二ヤードをい。

十六 をい。

十七 フートは、ヤードの三分の一

十八 をい。

十九 フートは、ヤードの三分の一

二十 をい。

二十一 フートは、ヤードの三分の一

二十二 をい。

二十三 フートは、ヤードの三分の一

二十四 をい。

二十五 フートは、ヤードの三分の一

二十六 をい。

二十七 フートは、ヤードの三分の一

二十八 をい。

二十九 フートは、ヤードの三分の一

三十 をい。

三十一 フートは、ヤードの三分の一

三十二 フートは、ヤードの三分の一

三十三 フートは、ヤードの三分の一

三十四 フートは、ヤードの三分の一

三十五 フートは、ヤードの三分の一

三十六 フートは、ヤードの三分の一

三 質量の計量単位は、ボンドとする。

四 ボンド每立方インチは、重

五 度とする。

六 ポンド每立方インチは、重

七 度とする。

八 ポンド每立方インチは、重

九 度とする。

十 ポンド每立方インチは、重

一一 度とする。

一二 ポンド每立方インチは、重

一三 度とする。

一四 ポンド每立方インチは、重

一五 度とする。

一六 ポンド每立方インチは、重

一七 度とする。

一八 ポンド每立方インチは、重

一九 度とする。

二〇 ポンド每立方インチは、重

二一 度とする。

二二 ポンド每立方インチは、重

二三 度とする。

二四 ポンド每立方インチは、重

二五 度とする。

二六 ポンド每立方インチは、重

二七 度とする。

二八 ポンド每立方インチは、重

二九 度とする。

三〇 ポンド每立方インチは、重

三一 度とする。

三二 ポンド每立方インチは、重

三三 度とする。

三 質量の計量単位は、ボンドとする。

四 ボンド每立方インチは、重

五 度とする。

六 ポンド每立方インチは、重

七 度とする。

八 ポンド每立方インチは、重

九 度とする。

一〇 ポンド每立方インチは、重

一一 度とする。

一二 ポンド每立方インチは、重

一三 度とする。

一四 ポンド每立方インチは、重

一五 度とする。

一六 ポンド每立方インチは、重

一七 度とする。

一八 ポンド每立方インチは、重

一九 度とする。

二〇 ポンド每立方インチは、重

二一 度とする。

二二 ポンド每立方インチは、重

二三 度とする。

二四 ポンド每立方インチは、重

二五 度とする。

二六 ポンド每立方インチは、重

二七 度とする。

二八 ポンド每立方インチは、重

二九 度とする。

三〇 ポンド每立方インチは、重

三一 度とする。

三二 ポンド每立方インチは、重

三三 度とする。

三 質量の計量単位は、ボンドとする。

四 ボンド每立方インチは、重

五 度とする。

六 ポンド每立方インチは、重

七 度とする。

八 ポンド每立方インチは、重

九 度とする。

一〇 ポンド每立方インチは、重

一一 度とする。

一二 ポンド每立方インチは、重

一三 度とする。

一四 ポンド每立方インチは、重

一五 度とする。

一六 ポンド每立方インチは、重

一七 度とする。

一八 ポンド每立方インチは、重

一九 度とする。

二〇 ポンド每立方インチは、重

二一 度とする。

二二 ポンド每立方インチは、重

二三 度とする。

二四 ポンド每立方インチは、重

二五 度とする。

二六 ポンド每立方インチは、重

二七 度とする。

二八 ポンド每立方インチは、重

二九 度とする。

三〇

三 前條第四号の平方ヤードの補

助
方
位
イ
ン
チ
、
平
方
マ
イル
と
す

平方インチは、平方ヤードの一、二九六分の一をいう。

3 仏馬加は、七三五・五ワットの
工事をいふ。

九分の一をいう。
平方マイルは、三、〇九七、六
も〇平方ヤードをいう。

四六、五六六分の一をいう。
立方インチは、立方ヤードの
二七分の一をいう。

水柱フートは、
一インチをいう。

官報号外 昭和二十六年五月二十四日

參議院會議錄第三十八號 計量法案外二件

3 ③ 仏馬加は、七三五・五ワットの工事をいふ。
第十條 焼は、昭和十三年十二月三十日以前において政令で定められた日までは、新法による法定計量単位とみなす。
2 焼は、一・〇〇六七カシナーラを単位とみなす。
(略字)
第十一條 第四條、第七條及び前二條の計量単位並びに第五條及び第八條の補助計量単位の略字は、通常産業省令で定める。
(國の機関等における計量単位の使用)
第十二條 國又は地方公共団体の機関は、新法の施行の日以後において、新法第三條及び第五條に規定する物の状態の量について、取引上又は証明上の計量(新法第二條の物の状態の量の表示を含む。)をするには、新法第三條若しくは第五條の計量単位又は新法第六條若しくは第七條の補助計量單位を用いるように努めなければならない。
(実質計量単位の表示)
第十三條 第三條、第六條、第九條
前に、第四條、第五條、第七條又は第八條から第十條までに規定する計量単位又は補助計量単位による表示を文書に記載し、又は商品その他の物体に附したときは、その表示は、新法第十條第一項の規定にかかるらず、当該期間満了後であつても、取引上又は証明上の物の状態の量の表示として用いることを妨げない。
第三章 計量器に関する事業
(製作の営業の免許)
第十四條 新法の施行の際現に田法第六條(旧法第二十條において準用する場合を含む。以上同じ。)の規定により度量衡器又は計量器(以下「度量衡器等」という。)の製作の免許を受けている者は、旧度量衡法施行規則(明治四十二年農商務省令第二千八号。以下「旧規」という。)第四條第一項の願書に記載した工場又は田場(第十條第一項に、新法第十三條第一項の許可を受けたものとみなす。)ことによるものとみなされる新法第十三條第

一項の許可の区分は、前條に規定する者が新法の施行の際現に製作の業を営んでいる度量衡器等が該する新法第十四條の許可の区分とする。

り製作の営業を承繼し、新法の施行の日までに旧則第十一條第二項の届出をしなかつた旧製作営業者が前條第一項の申請をする場合は、その承継の事実を証する書面を提出しなければならない。

第十九條 旧製作営業者については、新法の施行の日から一年以内は、新法第三十二條第四号の規定（新法第十九條第一項第二号の通商産業省令で定める設備に係る部分に限る。）は、適用しない。

第二十條 旧製作営業者が旧則第四條第一項の願書に記載した営業所又は旧則第十條第一項の認可を受けた營業所（旧則第十條第二項の規定による届出があつたものを除く。）において、その者が製造又は修理をした計量器の販売の事業を行つた場合は、新法第二十二條第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 旧製作営業者は、新法の施行の際現に旧則第十九條但書の許可を受けているときは、新法第二十二条第二項の規定による届出をしたるものとみなす。

10. The following table gives the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.

施行の日までに旧則第十一條第一項の出願をしなかつた旧修整營業者が前條第一項の申請をする場合は、その承認の事実を証する書面を提出しなければならない。

第三十三條 旧修整營業者については、新法の施行の日から一年以内は、新法第四十四條第四号の規定

(新法第三十八條第一項第二号の通商産業省令で定める設備に係る部分に限る)は、適用しない。

第三十四條 旧修整營業者は、新法の施行の際現に旧則第十八條第二項の許可を受けているときは、新法第四十條の規定による許可を受

は、又は届け出したものとみなす。

第三十五條 旧修整營業者が旧則第十七條第一項の規定により届け出た記号は、新法第四十一條第一項

の規定により届け出たものとみなす。但し、旧修整營業者が旧則第十七條第一項の規定により届け出た記号が二以上ある場合は旧則作業者たる旧修整營業者が同項の規定により届け出た記号と第二十一条の規定により届け出た記号とが異なる場合

は、前條の期間内に、新法第三十六條の許可の区分に従い、その現

に修理の事業を行つてゐる計量器の種類並びに新法第三十七條第一号、第二号、第四号及び第五号に

掲げる事項を、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たとき、新法第十四条第一項の規定により届け出たとき、新法の施行のとみなされた記号とが異なる場

合は、新法の施行の日から三箇月を経過した後は、この限りでない。

第三十六條 新法第四十六條において適用する新法第二十五条の規定

は、旧修整營業者が新法の施行前に修理をした計量器についても、

適用する。但し、旧修整營業者が

新法の施行前に、その計量器に旧

則第三十九條第一項の規定による表記をしておいたときは、この限りでない。

の日に、その届け出た計量器が属

する新法第三十六條の許可の区分について、その工場又は事業場に

新法第三十五條第一項の許可を受けたものとみなす。

第三十七条 新法の施行の際現に追加計量器の修理の事業を行つてゐる者(以下「追加計量器修理事業者」といふ。)は、新法の施行の際現に旧則第二十

三條ノ四第一項の登録を受けた者(以下「旧販売業者」といふ。)は、新法の施行前に廃止したものとみなす。

第三十八条 新法の施行の際現に旧則第二十

三條ノ四第一項の登録を受けた者(以下「新法第六條の免許又は旧則第二十三條ノ四第一項の登録を受けた都道府県知事に、登録証の交付の申請をしなければならない。

第三十九條 第三十三條の規定は、前條第一項の規定による届け出をした者に適用する。

第四十条 新法の施行の際現に自己の使用にのみ供する計量器の修理

(自己の使用にのみ供する計量器の修理)

第四十一条 新法の施行の際現に自己の使用にのみ供する計量器の修理

の使用にのみ供する計量器の修理

の事業を行つてゐる者は、新法の

施行の日から六〇日以内に、その

新法第四十七條第一項の登録の有効期間を記載して、これを旧販売

業者に交付しなければならぬ

が属する新法第四十八條の登録の

区分とする。

第四十二条 前條の規定により受けたものとみなされる新法第四十七

條第一項の登録の区分は、前條に

規定する者が新法の施行の際現に販売の業を営んでいる度量衡器等

が属する新法第四十八條の登録の

区分とする。

第四十三条 第四十一條第一項の規

定により受けたものとみなされる

新法第四十七條第一項の登録の有

効期間は、從前の免許の有効期間

の満了の日までとする。但し、

新法の施行の日から五年をこえる

ことができない。

第四十四条 第四十一條第一項の規定により受けたものとみなされる新法第四十八條の登録の区分とする。

新法の施行の日から五年をこえる

ことができない。

第四十五条 新法の施行前に相続により販売の業を承継し、新法の

施行の日までに旧則第十二條第二

項の出願をしなかつた旧販売業者

が前條第一項の申請をする場合

は、その承認の事実を証する書面を提出しなければならない。

第四十六条 新法の施行の際現に旧

の承認の事実を証する書面を提出しなければならない。

第四十七条 新法の施行前に相続により販売の業を承継し、新法の

施行の日までに旧則第十二條第二

項の出願をしなかつた旧販売業者

が前條第一項の申請をする場合

は、その承認の事実を証する書面を提出しなければならない。

官報号外

昭和二十六年五月二十四日

衆議院会議録第三十八号 計量法案外一件

八一九

度量衡法施行令(明治四十二年勅令第六十九号。以下「旧令」といふ)第六條第二項の規定により修復の業を営んでする旧販売業者は、新法第三十五条第一項の許可を受けないで、従前の例により修理の事業を行つてはいけない。

第四十七條 旧販売業者は、新法の施行の際現に旧則第十九條但書の許可を受けているときは、新法第五十五条の規定による届出をしたものとみなす。

(追加計量器の販売等の事業)

第四十八條 新法の施行の際現に追加計量器の販売等の事業を行つてゐる者は(以下「追加計量器販売業者」といふ)は、新法第四十七条第一項の登録を受けないで、従前の例によりその事業を継続することを妨げない。

第四十九條 追加計量器販売業者は、前条の期間内に、新法第四十八条の登録の区分に従い、その現に販売の事業を行つてある計量器の種類並びに新法第五十条第一号及び第二号に掲げる事項を、その店舗の所在地を管轄する都道府県知事に届け出する。

ときは、新法第四十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第五十二条 新法の施行の際現に旧令第九條第一項第一号の規定により輸出すべき度量衡器等について

新法第四十七条第一項の登録を受ける者は、新法第六十四条第一項第五号の許可を受けたものとみなす。

(大正六年農商務省令第七号)第一條の表の種類に適合する化学用量器を除く。

五 口径が三〇ミリメートル以下のオイルメーターであつて、粘度が〇・五ボアズ以下の油用のもの

府県知事に届け出たときは、新法の施行の日に、その届け出た計量器が成する新法第四十八条の登録の区分について、その店舗ことに新法第四十七条第一項の登録を受けたものとみなす。

都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に新法第五十四条第一項の登録証を交付する。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出をした者に新法第五十四条第一項の登録証を交付する。

第九條第一項第一号(旧令第十七條ノ四において準用する場合を含む。以下同じ)に規定する取引若しくは証明以外の用に供すべき度量衡器等又は特に通商産業大臣が指定した用に供すべき度量衡器等であつて、同号の規定による許可を受けているものは、新法第六十四条第一項第五号の許可を受けたものとみなす。

(水道事業者)

第五十三条 新法の施行の際現に旧令第九條第一項第四号の規定による許可を受けている水道事業者は、新法第六十四条第一項第五号の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、二五〇円をこなしあらぬ額内において法令で定める金額の手数料を納めなければならぬ。

(残存計量器の処理)

第五十条 新法第四十七条第一項但書及び第二項の規定は、新法の施行前に旧法第六條の免許又は旧則第一項第一号の登録を受けたものとみなす。

(度量衡器等の登録)

第五十一条 新法第六十四条第一項第五号の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定による登録証の交付を受ける者は、二五〇円をこなしあらぬ額内において法令で定める金額の手数料を納めなければならぬ。

(度量衡器等の登録)

第五十二条 左に掲げる計量器については、新法第六十三条の規定は、前項の規定により新法第六十四条第一項第一号の許可を受けたものとみなす。

5 前項の規定により新法第六十四条第一項第一号の許可を受けた者は、新法第六十三条の規定は、適用しない。

5 前項の規定により新法第六十四条第一項第一号の許可を受けた者は、新法第六十三条の規定は、適用しない。

(度量衡器等の登録)

第五十三条 左に掲げる指示自感温度計については、新法第六十三條の規定は、適用しない。

6 目盛付タングクローリー

九 ガスピュレット

7 目盛付タンカーパン

十 肺活量計

8 目盛付タンクローリー

十一 球状天びん式指示圧力計

9 ガスピュレット

十二 球状天びん式自記圧力計

10 ガスピュレット

十三 最大圧力が二、〇〇〇重量キログラム毎平方センチメートル

11 球状天びん式指示圧力計

十四 血圧計

12 球状天びん式自記圧力計

十五 濃度計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

13 濃度計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

14 血圧計

15 濃度計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

16 濃度計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

17 濃度計

18 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

19 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

20 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

21 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

22 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

23 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

24 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

25 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

26 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

27 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

28 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

29 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

30 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

31 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

32 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

33 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

34 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

35 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

36 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

37 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

38 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

39 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

40 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

41 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

42 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

43 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

44 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

45 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

46 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

47 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

48 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

49 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

50 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

51 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

52 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

53 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

54 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

55 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

56 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

57 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

58 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

59 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

60 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

61 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

62 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

63 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

64 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

65 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

66 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

67 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

68 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

69 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

70 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

71 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

72 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

73 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

74 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

75 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

76 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

77 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

78 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

79 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

80 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

81 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

82 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

83 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

84 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

85 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

86 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

87 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

88 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

89 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

90 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

91 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

92 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

93 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

94 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

95 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

96 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

97 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

98 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

99 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

100 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

101 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

102 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

103 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

104 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

105 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

106 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

107 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

108 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

109 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

110 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

111 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

112 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

113 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

114 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

115 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

116 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

117 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

118 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

119 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

120 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

121 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

122 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

123 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

124 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

125 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

126 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

127 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

128 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

129 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

130 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

131 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

132 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

133 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

134 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

135 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

136 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

137 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

138 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

139 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

140 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

141 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

142 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

143 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

144 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

145 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

146 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

147 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

148 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

149 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

150 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

151 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

152 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

153 比重計(目盛が密度〇・〇〇一グラム每立方センチメートル

一グラム每立方センチメートル

以上の浮ひょうを除く。

2 前項各号に掲げる計量器につい

ては、新法の施行の日から一年以

内は新法第六十六條第一項の規定

は、適用しない。

3 第一項第一号から第十六号まで

に掲げる計量器については、新法

の施行の日から五年以内は、新法第

六十八條の規定は、適用しない。

第五十五條 左に掲げる計量器につ

いては、新法の施行の日から一年以

内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

一 基線尺

二 布はく用回転尺及びタキシ

メーター以外の回転尺

三 プロツクゲージ

四 トーションバランス

五 時間計

六 ベックマン温度計

七 左に掲げる速さ計

八 電気式回転刑速さ計

九 光度計

十 光度計

十一 光束計

十二 照度計

十三 回転計

十四 生糞度計以外の織度計

十五 最大荷重が三〇重量トン以

下の引張強さ試験機

十六 最大荷重が三〇重量トン以

下の圧縮強さ試験機

十七 前項各号に掲げる計量器につ

いては、新法第六十三條の規定は、適用しない。

十八 前項各号に掲げる計量器につ

いては、新法の施行の日から一年以

内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

十九 残第一項第一号、第三十二條

第四号及び第四十四條第四号

(基準器に係る部分に限る。以下

同じ)の規定は、適用しない。

3 第一項各号に掲げる計量器につ

いては、新法の施行の日から一年以

内は、新法第六十四條第一項

並びに第二百七十七條第二号の規

定は、適用しない。

四 第一項各号に掲げる計量器につ

いては、新法の施行の日から二年以

内は、新法第六十六條第一項の規

定は、適用しない。

5 第一項第一号から第十三号まで

に掲げる計量器については、新法

の施行の日から六年以内は、新法

第六十八條の規定は、適用しない

い。

第五十六條 左に掲げる計量器につ

いては、新法の施行の日から二年以

内は、新法第六十三條の規定は、適用しない。

六箇月以内は、新法第六十三條の

規定は、適用しない。

七 左に掲げるはさみ尺

八 角度計

九 粘度計

一〇 カタス試験機

一一 ダイヤルゲージ

一二 乾湿球温度計以外の温度計

一三 乾湿球温度計

一二 最大荷重が三〇重量トンを

こえる圧縮強さ試験機

一四 抵抗温度計

一五 紫外温度計

一六 光高溫計

一七 熱電温度計

一八 無く射温度計

一九 基準器に係る部分に限る。以下

同じ)の規定は、適用しない。

三 左に掲げる自記温度計

四 抵抗温度計

五 紫外温度計

六 光高溫計

七 熱電温度計

八 無く射温度計

九 基準器に係る部分に限る。以下

同じ)の規定は、適用しない。

ログラム每平方センチメートル

をこえる王力計

七 角度計

八 粘度計

九 表面積試験機

一〇 ダイヤルゲージ

一一 ハンドル以下

の積算式ガソリン

量器及び口徑が三〇ミリメート

ル以下のオイルメーターや

て粘度が〇・五ボアズ以下の油

用のものを除く。

一二 定体積試験機

一三 最大容積が三〇立方メートル

をこえる目盛付タンク

一四 ピトー管式速さ計

一五 仕事計

一六 工率計

一七 流量計

一八 回転計以外の周波数計

一九 驅動計

二〇 耐火度計

二一 耐火度計

二二 耐火度計

二三 耐火度計

二四 耐火度計

二五 耐火度計

二六 耐火度計

二七 耐火度計

二八 耐火度計

二九 耐火度計

5 第一項第一号から第八号までに掲げる計量器については、新法の

施行の日から七年以内は、新法第六

六十八條の規定は、適用しない。

六箇月以内は、新法第六十三條の

規定は、適用しない。

十九條第一項第一号、第三十二條
第四号、第三十八條第一項第二号

及び第四十四條第四号の規定は、
適用しない。

3 第一項各号に掲げる計量器につ
いては、新法の施行の日から三年
九箇月以内は、新法第六十四條第
四項、第六十九條第二項及び第三
項並びに第百七十七條第二号の規
定は、適用しない。

4 第一項各号に掲げる計量器につ
いては、新法の施行の日から四年
以内は、新法第六十六條第一項の
規定は、適用しない。

5 第一項第一号から第九号までに
掲げる計量器については、新法の
施行の日から八年以内は、新法第
六十八條の規定は、適用しない。
(正味量表記の効力)

第五十八條 新法の施行前にした旧
法第八條ノ三第一項の正味量の表
記(その表記正味量が実量を超過
するものを除く)は、新法第七十
五條第一項の規定によつてしまつ
たのみなす。

2 新法の施行前に旧則第五十九條
三の規定によつてしまつた正味量の表
記の附記は、新法第七十七條第一
項並びに第百七十七條第一

項の規定によつてしまつたものとみ
なし。

（使用制限）

第五十九條 鯨尺の目盛のある長さ
の計量尺の目盛は、該物の長さを
計る場合の外、取引上又は証明上
の計量に使用してはならない。

第六十条 取引上又は証明上におい
て足算法による計量単位により一
斗以上の穀類の量を計る場合にお
いて、一斗の倍数である部分を計
るには、全量一斗未満のままで使
用してはならない。

第四章 検定、比較検査及び
基準器検査

（検定印の効力）

第六十一條 旧法第七條第二項(旧
法第十條において準用する場合
を含む。)の規定により度量衡器等
に附した検定印は、新法第九十
三條第一項の規定により附した檢
定印とみなす。

（比較検査）

第六十二條 新法の施行前に度量衡
器又ハ計量器比較検査規則(大正
四年農商務省令第七号。以下「旧
比校検査規則」という。)の規定に
よる比校検査を受けた度量衡器等
の所有者又は占有者がその度量衡

器等に係る同則第二條第一項の檢
査成績書の交付を受けているとき

は、その度量衡器等は、新法の施
行の日に、新法による比較検査に
合格したものとみなす。

（定期検査等の実施期日）

第六十四條 第五十四条第一項各号
に掲げる計量器については、新法
の施行の日から五年以内は、新法
等は、新法第六十六條第一項第一
号、第六十八條第二号及び第百三
号、第六十九條及び第百五十四
項、第一百四十九條及び第一百五十四
條第一項の規定は、適用しない。

2 第五十五条第一項各号に掲げる
計量器については、新法の施行の
日から六年以内は、新法第一百三十
二條、第一百三十九條第一項、第一百
四十九條及び第一百五十四條第一
項の規定は、適用しない。

3 新法の施行前に旧比較検査規則
第一條第一項の規定により交付し
た検査成績書は、新法第一百二條第
二項の規定により交付した比校檢
查成績書とみなす。

（現に使用している基準器）

第六十五條(旧令第十七條ノ四にお
いて准用する場合を含む。)の規定に
より度量衡器等に附した検査成
績印は、新法第一百四十六條の規定に
より附した定期検査成績印であ
りて、昭和二十七年を表示する数字
があるものとみなす。

（定期検査印）

第六十六條 昭和二十七年一月一日
から同年二月二十九日までに旧令
二條、第一百三十九條第一項、第一百
四十九條及び第一百五十四條第一
項の規定により交付した比校檢
查成績書とみなす。

（現に使用している基準器）

第六十七條 新法の施行の日から三
年以内は、新法第一百六十二條の規
定にかかるらず、計量に関する業
務に八年以上従事した者であつて、
計量行政審議会が同條第一号に掲
げた者と同等以上の学識経験を有
すると認めたものは、新法第一百六

ものは、新法の施行の日に、新法
による基準器検査に合格したもの
とみなす。

（定期検査の告示）

第六十五條 新法の施行前に都道府
県知事が旧則第四十八條第一項の
規定によつてしまつた告示は、検査の
期日前二箇月以内にしたものであ
つても、都道府県知事又は特定市
町村の長が新法第一百四十三條第一
項の規定によつてしまつた公示とみな
ず。

（定期検査証印）

第六十六條 昭和二十七年一月一日
から同年二月二十九日までに旧令
二條、第一百三十九條第一項、第一百
四十九條及び第一百五十四條第一
項の規定により交付した比校檢
查成績書とみなす。

（定期検査印）

第六十七條 新法の施行の日から三
年以内は、新法第一百六十二條の規
定にかかるらず、計量に関する業
務に八年以上従事した者であつて、
計量行政審議会が同條第一号に掲
げた者と同等以上の学識経験を有
すると認めたものは、新法第一百六

十條の登録を受けることができ

る。

(補則)

第六十八條 新法の施行前に旧法第

七條第一項の規定又は旧令第十四

條の取締の事務に一〇年以上從事

した者であつて、新法の施行の日

から六箇月以内に通商産業大臣が

新法第二百二十四條の計量教育所

程(昭和二年商工省告示第十四号)

に基く講習を終了した者は、新法

第二百二十四條の計量教育所の課

程を終了したものとみなす。

(欠格事由)

第六十九條 新法の施行前に旧法第

十二條(旧法第二十條において準

用する場合を含む)の規定により

營業免許を取り消された者は、新

法第五條第一号(新法第四十

六條において准用する場合を含

む)、第四十九條第二号又は第一百

六十二條第二号の規定の適用に

しては、新法の規定により、製造

若しくは修理の事業の許可又は販

売等の事業の登録を取り消された

ものとみなす。

(廃分)

第七十條 第十四條、第二十條第二

項、第二十一條、第二十二條、第

二十八條、第三十四條、第三十五

條、第四十一條、第四十七條、第

五十條第二項、第五十一條第一

項、第五十二條、第五十三條、第

五十八條、第六十一條、第六十二

條第一項若しくは第三項、第六十

五條、第六十六條又は前條に規定

する場合の外、新法の施行前に旧

法の規定によつてした処分、手続

その他の行為は、新法中にこれに

相当する規定があるときは、新法

によつしたものとみなす。

(罰則の適用)

第七十一条 新法の施行前にした行

為に対する罰則の適用に関して

は、第二條の規定にかかわらず、

なお從前の例による。

(第七章 他の法律の改正)

(通商産業省設置法の改正)

(通商産業省設置法(昭

和二十四年法律第二百二号)の一部

を次のよう改訂する。

第三條第三号を次のように改め

る。

三 計量の標準を設定するこ

と、メートル原器、キログラ

ム原器、カンデラの標準器及

び電気の標準器を保管するこ

と、計量器の検定に關する事

務を處理すること並びに計量

器の検定、検査、試験、研

究、技術調査、技術指導その

二十七の二 計量士用試験を

行い、計量士を登録すること。

第十六條中「化學製品検査所」を

「計量検査所」に改める。

第二十一條の次に次の二條を加

える。

(計量教育所)

第二十二条の二 計量教育所につ

いては、計量法(昭和二十五年

法律第一号)の定めるところ

による。

第二十二条第一項の表中高圧ガ

ス保全審議会の部の次に次のよう

に加え。

(計量に関する重要な事項を調査審議すること)

(計量行政)

第七十三条 工業技術省設置法(昭

和二十三年法律第二百七号)の一

部を次のよう改訂する。

(最終号の附録に掲載)

第三條第三号を次のように改め

る。

三 計量の標準を設定するこ

と、メートル原器、キログラ

ム原器、カンデラの標準器及

び電気の標準器を保管するこ

と、計量器の検定に關する事

務を處理すること並びに計量

器の検定、検査、試験、研

究、技術調査、技術指導その

他これらに附帯する業務を行

うこと。

第七條第三号を次のよう改め

る。

三 計量に関する標準の設定並

び検定及び検査の結果に關

する事項

(地方自治法の改正)

第七十四条 地方自治法(昭和二十

二年法律第六十七号)の一部を次

のよきに改正する。

第一百五十八条第一項第一第四号

及び第二三号並びに第三項第一

二号中度量衡を計量に改め

る。

この法律は、昭和二十七年三月一

日から施行する。

計量法施行法案(内閣提出)に関する

報告書

附 則

この法律は、昭和二十七年三月一

日から施行する。

計量法施行法案(内閣提出)に関する

報告書

第三條第三号を次のように改め

る。

三 計量の標準を設定するこ

と、メートル原器、キログラ

ム原器、カンデラの標準器及

び電気の標準器を保管するこ

と、計量器の検定に關する事

務を處理すること並びに計量

器の検定、検査、試験、研

究、技術調査、技術指導その

メートル法の採用、その他次にわたる

改正が施されておりましたが、なほそ

の大綱においては制定當時と大した変

化なく、終戦後における標準制度の更始

一新的情勢等から、同法改正の要請が

強くなり、政府は、昭和二十一年十一

月から改正に着手して、種々検討を加

え、慎重審議して、今回この計量法の

成案を得たものであります。計量法案

及び計量法施行法案は、現行度量衡法

のかわりとなるものであります。改

正の要点は大体次の通りであります。

第一は、従来の度量衡の単位のは

か、計量単位として熱量、流量、速

さ、難度、かたさ、ひつぱり強さ、耐

火度、その他最近の取引または証明に

使用せられている大部分の単位二十三

を追加したものであります。但し、電

気関係の計量単位はこれを除外いたし

ております。第二は、検定並びに取締

りに関して、新たに複数制度を設けて、

その審査を行うために計量調査官を置

いたことであります。第三は、計量士の制度を設け、計量士を置いた事業場

に対しては一定期間の無検定修理を認

めるとともに、定期検査を免除するこ

ととしたしたことであります。第四

は、計量行政民主化のため、計量行政

せられたものであります。その後

、同法に次の二号を加える。

審議会、公聴会等の制度を設けたこと
であります。

賛成者の要項事項も総合いたしました
ると、第一は、検定、取締りに關し、

法等の一部を改正する法律案
○議長(林謹治君) 起立多數
前案とも委員長報告の通り可

君。 求めます。 理解委員会理事大深高平

5. この法律において「不定期航
路事業」とは、定期航路事業以
外の船舶定期航路事業をいふ。

計量法施行法案は、現行度量衡法を踏襲しておりますが、計量法の施行期日を定め、さらに計量法の制定に伴う

不統一、煩雑あるいは非民主化等のため、業者を不適に苦しめるが、ことごとくこの絶対にないよう、運用をめよ

ましよ。

海上運送法等の一部を改正する法律

第三條第一項の次に次の二項を加える。

必要的な経過的措置を講ずるとともに、關係法律の改正を行ふことを目的とするものであります。

政治議会の委員に民間の学識経験者を
加えること、なほその任期を短期間に
限定しないことなどござります。元
來、度量衡または計量なるものは、國
民の日常生活及び慣習などを盤據不可
分の關係があるのであります。本

（國務大臣横尾龍君登壇）
○國務大臣（横尾龍君）　ただいま委員長より御要望になりました調査会につきましては、政府といたしましてや、すみやかに審査いたしたいと思います。さよう御了承願います。

法律
第一條 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次の
ように改正する。
第二條第三項を次のように改め
る。
3 この法律において「定期航路

した。越えて五月十五日、十六日、二十一日、二十二日の四日間にわたり、兩法案を一括して議題として質疑を行ひ、二十二日をもつて質疑終了いたしました。なおこの間現地視察を行ひ、さらに去る十八日、関係学識経験者等を招集して公聴会を開くなど、重審議いたした次第であります。これらの詳細は一切会議録に譲りますが、

法律者に對しては必ず大原則が與えられ、ある実情にこたえて、計量行政の完璧を期するため、さらに各方面の権威者を細繹した調査会をすみやかに設置せられることを、この監委員会における審議の経過にからんがく、委員長より特に要望いたしました。おおむね以上のとくでありますて、この兩法案はいづれも多數をもつて原案通り可決すべき

○福永謙司業　審事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、海上運送法等の二部を改正する法律案(内閣提出)。

本二十三日、討論審決を行いまし
が、その際、自由党内村幸八君、國
民主党高橋清治郎君、日本社会党加
藤義造君は、いずれもそれゞゝ党の代
者として、政府当局に対し強い要望
付して賛成の意を表明せられ、日本
産業販賣八十三君は、兩法案に反対
意を表明せられました。

ものと議決いたしました。
右御報告申し上げます。

○議長(林國治君)　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上)の旅客定員を有する船舶による定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

(貨物定期航路事業の届出)

案について採決の結果、これまた起立多数をもつて可決し、本法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

右辭書告申し上げます。(拍手)

○議長 林謹治君 採決いたしました。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

本案は委員長報告の通り決しました。

○議長 林謹治君 起立多数。よつて

午後三時四十七分散会

本案はこれにて散会いたします。

出席議員大臣 横尾 虎君

通商産業大臣 横尾 虎君

郵政大臣 鈴木 勝一君

電気通信大臣 田村 文吉君

出席政府委員 高木 松吉君

大蔵政務次官 西川吉五郎君

運輸政務次官 關谷 駿利君

建設省都市局長 入船 三郎君

官報等外

昭和二十六年五月二十四日

衆議院会議録第二十八号

議長の報告

ことを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

國際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めるの

件

一、去る二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

港湾運送事業法

一、去る二十一日閉会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張所の設置に関する件

一、夫々十九日議長において、次の通り

地方行政委員会委員の補欠を指名した。

人事委員 村上 勇君

文部委員 小林 信二君

通商産業委員 畠鍋 勝君

運輸委員 今野 武雄君

労働委員 勉田アサノ君

農林委員 關田 春夫君

外務委員 小川原政信君

大蔵委員 河野 金昇君

法務委員 畠鍋 勝君

内閣委員 片岡伊三郎君

人事委員 佐々木更三君

内閣委員 尾崎 実吉君

内閣委員 早稻田柳右エ門君

内閣委員 大西 祐夫君

内閣委員 尾崎 一臣君

内閣委員 村上 勇君

内閣委員 佐々木健次君

一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 加藤 亮君

内閣委員 佐々木更三君

内

一、去る二十一日参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。
教育公務は特例法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日参議院送付の次の内閣提出案を承認した旨参議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張所の設置に關し承認を求める件

一、去る二十一日参議院において、次の件を審決した旨の通知書を受領した。

国際連合教育科学文化機関憲章を諮詢することについて承認を求めるの件

一、去る二十一日参議院から、本院の回付した次の参議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

港湾運送事業法案

一、昨三十二日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案
(前田郁君外二十二名提出)
商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(前田郁君外二十二名提出)

から送された次の議案を受領した。
並い、割取締法律案

一、昨三十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

鉄道敷設法の一部を改正する法律案
(前田郁君外二十二名提出、衆法第六二号) 一、昨三十二日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

一、昨三十二日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

覚せい剤取締法律案(中山謙彦君外四名提出、參法第三三号)(予) 一、昨三十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

民間學術研究機関の助成に關する法律案(若林義考君外八名提出)